

# 常磐短期大学研究紀要

第 51 号 (2022年度)

---

## 目 次

### 研究ノート

絵本・紙芝居世界で展開する日本近代文学

—多メディア時代における文学の位相— …………… 渡辺 賢治 1

感情労働に関わる秘書の行動と心理的要因

—M-GTA による分析— …………… 周藤亜矢子 13

常磐短期大学キャリア教養学科におけるキャリア教育の実践例 …………… 吉田 宏之 27

### 報告

キャリア教養学科における業界研究バスツアーの実施報告 …………… 笹瀬佐代子 37

法情報サービスは司書課程でどのように教えられているのか

—「図書館に関する科目」(司書科目)における法情報サービスの位置づけ—  
…………… 高池 宣彦 43

---

常磐短期大学

令和 5 (2023) 年 3 月



## 絵本・紙芝居世界で展開する日本近代文学 －多メディア時代における文学の位相－

Modern Japanese Literature in the World of Picture Books and Picture Story Shows  
: Phases of Literature in the Multimedia

渡辺 賢治

### はじめに

絵本や紙芝居といった幼児教育保育には欠かせない児童文化財は、昔時より有用な教材として享受されてきた。その内実は時代の変化とともに多彩さを帯びており、創作絵本・紙芝居はもとより、昔話や民話、伝承童話を主体としたもの、詩や言葉遊びに関するもの、知識を中心とした自然科学領域に関するものなど、いわばメディアの多様化とともに絵本化・紙芝居化されるジャンルの拡張としても捉えられる<sup>1</sup>。このような潮流のもと、近年、文学作品（日本近代文学）の絵本化や紙芝居化もその一つとして挙げられる。

そもそも図像と言語が織りなす絵本・紙芝居の表現領域に、多少の挿絵はあれど活字主体である文学作品が移植される現象は、表現におけるジャンルの越境であり<sup>2</sup>、見方によっては文学性の喪失としても捉えられる。だが、是非はともかく夏目漱石『吾輩は猫である』や太宰治『走れメロス』、宮沢賢治『銀河鉄道の夜』といった、いわゆる名作や著名な文学作品が絵本化・紙芝居化されていることは事実である。そこには青年期だけではなく幼児期における文学への親しみ——すなわち豊かな日本語表現への興味や関心、親和性や啓発誘導としての機能や効果なども想定される。ただし、原作の変形は、原作となる文学作品に対し、どのような有用性や新たな可能性、問題点などが浮き彫りにされるのか、こうした論及はさほど行われてはいない。

そこで本稿では、絵本や紙芝居における文学作品の表現や活用の現状を踏まえつつ、活字から図像といった他のメディアへのシフトを通してうかがえる、文学の言語表現の変形について考察してみたい。そこから言語表現主体の文学作品にもとづき、いかなる図像と言語が創出されているのか。絵本化・紙芝居化された文学作品を例に、その変形への問題意識も視野に入れ、論及を試みる。なお、本稿では「文学」という語を用いた際、特別な断りが無い限り「日本近代文学」を指すものとする。

## 1. 絵本や紙芝居世界で描かれる日本近代文学作品

絵本・紙芝居化された文学作品の現状について、ここでは具体的作品を挙げながら概観していきたい。絵本においては「ほるぷ出版」、紙芝居においては「鈴木出版」で刊行されている文学作品を挙げ、それぞれの特徴や性格について考察してみたい。

まずは『近代文学の魅力に出会う絵本編「齋藤孝」声にだす言葉えほんシリーズ』<sup>3</sup>である。このシリーズ文学絵本は、ほるぷ出版より刊行されており、夏目漱石『吾輩は猫である』（2006年1月）を始め、草野心平『こびらっふの独白』（2007年3月）、太宰治『走れメロス』（2009年4月）、島崎藤村『初恋』（2009年10月）といった作品が刊行されている。これら4冊はそれぞれ出版年は異なるものの、後にはセット販売も行われており（2019年6月）、BOX仕様となっている。分かりにくいので、図1にBOX仕様の写真を挙げると、次のようになる。



図1 ほるぷ出版『近代文学の魅力に出会う絵本編「齋藤孝」  
声にだす言葉えほんシリーズ』全4巻 BOX仕様の写真

図1から読み取れるように、題名に『「齋藤孝」声にだす言葉えほんシリーズ』と表記されており、文学絵本4冊がひとまとめにされている。編者の齋藤孝は教育学者として『声に出して読みたい日本語』を始め多数の日本語関連の書籍を執筆している人物である。各絵本の表紙に付されている帯には「3歳から100歳まで、声に出して読んでみよう」と記載されており、幼児から大人までを意識した構成になっていることがうかがえる（ただし、図1のBOXには「小低学年・小中学年」といった記載になっている。この差異については不明）。詳細は次の項目で述べるが、大枠の特徴として、上記4冊の絵本は、それぞれ原作の世界観を踏まえつつも、特徴ある場面を抽出した形で構成されている。なお、これら絵本の巻末では、齋藤自らが解説を行っている。

その他、上記に挙げた4冊の絵本以外にも『齋藤孝』声にだす言葉えほんシリーズ』は、現在まで複数の文学関連の絵本が刊行されている。出版元の「ほるぷ出版HP」<sup>4</sup>に掲載されている情報をもとにまとめると、以下、表1のようになる。

表1 ほるぷ出版における文学関連の絵本一覧

作品名	作者・編者など	出版年
おっと合点承知之助	作：齋藤 孝 絵：つちだ のぶこ	2003年1月
えんにち奇想天外	作：齋藤 孝 絵：つちだ のぶこ	2004年6月
知らざあ言って聞かせやしょう	文：河竹 黙阿弥 編：齋藤 孝 絵：飯野 和好	2004年7月
寿限無	作：齋藤 孝 絵：工藤 ノリコ	2004年9月
がまの油	作：齋藤 孝 絵：長谷川 義史	2005年1月
春はあけぼの	文：清少納言 編：齋藤 孝 絵：たんじあきこ	2005年12月
吾輩は猫である	文：夏目 漱石 編：齋藤 孝 絵：武田 美徳	2006年1月
馬の耳に念仏	絵：はた こうしろう 編：齋藤 孝	2006年8月
生麦生米生卵	編：齋藤 孝 作：長谷川 義史	2006年12月
ごびらっふの独白	詩：草野 心平 編：齋藤 孝 絵：いちかわ なつこ	2007年3月
祇園精舎	編：齋藤 孝 絵：山本 孝	2007年7月
ゆく河の流れは絶えずして	文：鴨長明 編：齋藤 孝 絵：軽部武宏	2007年9月
おくのほそ道	文：松尾 芭蕉 編：齋藤 孝 絵：中谷 靖彦	2008年8月
サーカス	文：中原 中也 編：齋藤 孝 絵：にしむら あつこ	2008年9月
走れメロス	文：太宰 治 編：齋藤 孝 絵：竹内 通雅	2009年4月
外郎売	編：齋藤 孝 絵：長野 ヒデ子	2009年4月
初恋	詩：島崎 藤村 編：齋藤 孝 絵：かわかみ たかこ	2009年10月

表1からうかがえるように、全17作品が刊行されていることが分かる。最初の刊行年が2003年であり、以降、2009年まで約6年間にわたって継続的に刊行されている。また、近代文学に限らず、古典文学や伝統のことばに関する絵本も刊行されていることがうかがえる。このうち、近代文学の絵本は先に挙げた4冊（夏目漱石『吾輩を猫である』、草野心平『ごびらっふの独白』、太宰治『走れメロス』、島崎藤村『初恋』）となっている。また、それぞれの絵本作家の個性も表出しており、太い描線で描かれる愛らしいキャラクターと、コマ割りや吹き出しを使った漫画的作

風（『吾輩は猫である』）や、あたたかなタッチで描く落ち着いた作風（『こびらっふの独白』）、コラージュのイラストで表現した、美しくも切ない雰囲気漂う作風（『初恋』）や、大迫力と躍動感に満ちた作風（『走れメロス』）など、いずれも原作の世界観を土台として感動や喜びを惹起させる絵本となっている。その他、編者である齋藤自身も、伝統的なことば（落語、早口言葉、物売り口上など）に関する絵本において、作者として手がけていることが表1からうかがえる。

続いて、紙芝居に関してだが、鈴木出版で刊行されている『鈴木出版の名作文学紙芝居』シリーズである。こちらは第1期から第4期まで刊行されており、文学紙芝居としての種類の多さが注視される。鈴木出版の運営する「すずき出版HP」<sup>5</sup>の掲載情報をもとにまとめると、以下、表2のようになる。

表2 鈴木出版における文学関連の紙芝居一覧

作品名	作者・編者など	出版年
『鈴木出版の名作児童文学紙芝居 第1期』（全3巻） ・モチモチの木 ・ごんぎつね ・くもの糸	作：斎藤隆介 脚本・画：諸橋精光 作：新美南吉 絵：諸橋精光 作：芥川龍之介 脚本・絵：諸橋精光	2007年7月
『鈴木出版の名作児童文学紙芝居 第2期』（全3巻） ・走れメロス ・手袋を買いに ・泣いた赤おに	作：太宰 治 脚本：西本鶏介 絵：宮本忠夫 作：新美南吉 脚本：西本鶏介 絵：狩野富貴子 作：浜田広介 脚本：西本鶏介 絵：石倉欣二	2012年4月
『鈴木出版の名作児童文学紙芝居 第3期』（全3巻） ・はしの上のおおかみ ・花咲き山 ・モンゴルの白い馬	作：奈街三郎 脚色：長野ヒデ子 絵：ミノオカ・リョウスケ 作：斎藤隆介 脚色：水谷章三 絵：梅田俊作 モンゴル民話 脚色 唯野元弘 絵：降矢洋子	2013年6月
『鈴木出版の名作児童文学紙芝居 第4期』（全3巻） ・注文の多い料理店 ・セロひきのゴーシュ ・月夜とめがね	作：宮沢賢治 脚本・画：諸橋精光 作：宮沢賢治 脚本・画：諸橋精光 作：小川未明 脚本・画：諸橋精光	2019年4月

表2からうかがえるように、2007年から2019年まで断続的に文学関連の紙芝居が刊行されており、第1期から第4期まで合計12作品、いずれも3冊で1セットという形で販売されている。新美南吉『ごんぎつね』や芥川龍之介『くもの糸』、太宰治『走れメロス』や宮沢賢治『注文の多い料理店』など、そのほとんどが「名作」として認知されている作品の紙芝居化である。鈴木出版HP内の紹介に拠れば、第1期から第4期の紙芝居の対象年齢は「幼児～小学生向け」となっている。さらに、それぞれの紙芝居における脚本や絵などを手がける作家たちの個性溢れる描写も、子どもが親しめるクオリティに仕上がっている。表1、表2ともにセットでの販売となっているが、それぞれの出版社のHP情報に拠ると、単体での販売も行われているようである。

上記以外、シリーズものではなく単体としてではあるが、注目される文学絵本として『絵本・名人伝』（2018年7月 あすなろ書房）が挙げられる。作者は『山月記』で有名な中島敦であり、天下第一の弓の名人を目指す主人公・紀昌の突き抜けた信念（不射之射）が描かれた物語である。絵本では古風な趣とともに重厚な世界観が漂う描写が特徴的である。その他、原作の雰囲気を含めた、小説とともに画集としても楽しめる『乙女の本棚シリーズ』（立東社）<sup>6</sup>での文学絵本の展開も見逃せない。

絵本・紙芝居化された文学作品の現状について、それぞれ出版社1社ずつを挙げながら概観してきたが、幼児期における文学の受容といった点では、いずれも難解な活字主体の文章を読めない子どもに対し、図像を通して理解を図るといった形で裾野を広げており、新たな可能性として評価されるだろう。

その一方で、活字メディアから図像メディアへのシフトは文学作品の変形となることも忘れてはならない。換言すると、物語の表現世界における全般的手法の変形である。いわば、文学作品の翻案による、小説などの活字表現が絵本や紙芝居といった図像表現に変形された際における相違である。物語を見せられるのは、語られることと同じではないように、文学作品が活字世界と図像世界における表現形態へと変形した際、それぞれの形態において、異なったものが異なった風に翻案されていくのである。すなわち、文学作品におけるアダプテーションとしての作用である。小説での活字主体の表現が絵本や紙芝居といった図像主体の表現にシフトする際、読者自らが描く想像世界から、事前に描かれた図像を通しての視覚世界へと位相を変形させていく。加えて、そこには原作者ではなく文学絵本の編集者やイラストレーターなどの存在も新たに包含され、原作小説からの距離が遠ざかることが指摘される。文学絵本を通しての新たな可能性の開陳とともに、その一方で、文学作品の変形としての問題意識も浮き彫りにされてしまうのである。

## 2. 文学作品の再構築—原作との差異など—

活字主体の文学作品が図像主体となる絵本において表現される際、どのような差異が表出してくるのか。ここでは紙幅の都合もあるため、先の項目で挙げた作品のうち、夏目漱石『吾輩は猫である』と太宰治『走れメロス』に焦点を絞り、絵本と原作との差異について検証してみたい。

まず、原作の夏目漱石『吾輩は猫である』だが、端的にテーマを述べると、猫の目から見た人間社会の滑稽さや欺瞞さが描かれている作品である。あらすじについてだが、主人公である猫の「吾輩」が産まれて間もなく捨てられ、行く当てもなく彷徨っていたところ、苦沙弥先生の家で拾われ一命を取り留める。苦沙弥先生の周囲には、厚かましい美学者の迷亭やヴァイオリンや研究に熱中する理学者の水島寒月、さらに猫鍋が好物である多々良三平といった個性豊かな来客、さらには大柄な雄猫・車屋の黒や隣宅の雌猫・三毛子などが登場する。結末は来客との宴会後、「吾輩」は飲み残しのビールを飲んで酔っぱらい、水甕のなかに転落して溺死してしまう。明治38年に発表され、全11章からなる長編小説であり、漱石にとっては処女作となる。「吾輩は猫である。名前はまだ無い。どこで生れたか」と見当がつかぬ」という有名な書き出しから始まるベストセラー小説であり、日本近代文学を代表する作品として広く認知されている。

ちなみに、原作は長編小説となっており、そのため絵本では取捨選択された形跡が大きくなることは言うまでもない。この点について、編者である齋藤孝は絵本『吾輩は猫である』巻末の「解説」<sup>7</sup>で次のように述べている。

今回、絵本にするにあたって、描の世界のおもしろさがよく出ているところを選んだ。この本全体を通して読むと、人間の世界のいろいろなばかばかしさウソくささといったものを、猫の視点から見るかたちで面白おかしく批判するという内容になっている。

確かに、絵本では「吾輩」の視点を中心に上げられており、例えば、苦沙弥先生の日常やその子どもたちの様子、大柄な雄の黒猫（車屋の黒）や隣宅に住む二絃琴の御師匠家の雌猫・三毛子との場面が描かれている。いずれも「吾輩」からの視点である。その他、表記に関してだが、絵本全体に使用されている漢字は全てルビが振られており、幼児教育保育への配慮も認められる。文体に関しては、絵本の表紙カバーに「夏目漱石の文体はそのままに、猫の日常を中心に物語を抜粋」と記載されている。特徴として、猫である「吾輩」の視点中心の場面を抜粋した構成になっていることが分かる。

以下、原作と絵本の対応表をまとめると、次の表3のようになる。

表3からうかがえるように、絵本は原作の「第1話」「第2話」に集中して描かれており、「第3話」以降においては特に反映されていないようである。「吾輩」が人間世界の様相を眺め、その途上に自身と同じ猫（車屋の黒、三毛子）と接していく場面が中心となっている。やはり絵本という特性上、小説と大幅に異なり、ページ数の制約はもとより対象年齢も含め、長編小説をそのまま反映することは困難であり、このような形で取捨選択されたものと考えられる。従って、原作全体のストーリーを踏まえているというよりは、むしろ猫の視点で見た人間世界の様相（苦沙弥先生の日常を通じた、人間の滑稽さなど）に特化した形で構成され、その部分が絵本として反

表3 「吾輩は猫である」原作と絵本の対応表

原 作	絵 本
【第1話】 「吾輩」の最初の記憶、まず書生に拾われ、その後、苦沙弥先生に拾われ、住み込む。車屋の黒からの人間の特徴説明。	冒頭部分は原作と同じ展開。 書生、苦沙弥先生も登場。 車屋の黒は絵本の後半部分に登場。
【第2話】 先生宅に、寒月、迷亭、東風などが訪問、好き放題のでたらめを言う。三毛子死去し、「吾輩」は失恋する。	三毛子、絵本の後半部分に登場。ただし死去の場面までは描かれていない。
【第3話】 金田の妻、寒月が博士にならなければ娘・富子と結婚させないとする	(絵本には描かれていない)
【第4話】 鈴木が金田の意向を聞き、寒月の様子を探る。	(絵本には描かれていない)
【第5話】 泥棒が苦沙弥宅に入る。「吾輩」はネズミ取りに失敗する。	(絵本には描かれていない)
【第6話】 寒月、迷亭、東風による恋愛談義、女性論の展開。	(絵本には描かれていない)
【第7話】 吾輩は運動し、公衆浴場をのぞき見る。	(絵本には描かれていない)
【第8話】 苦沙弥宅の庭に中学生が野球のボールを打ち込み、苦沙弥は激高する。	(絵本には描かれていない)
【第9話】 迷亭の伯父・牧山が苦沙弥宅を訪問。	(絵本には描かれていない)
【第10話】 古井が金田の娘に恋文を送り、退校処分を心配、苦沙弥宅へ来訪。	(絵本には描かれていない)
【第11話】 寒月、故郷で結婚。独仙、苦沙弥、寒月、東風らによる夫婦論、女性論。来客帰宅後、「吾輩」は飲み残しのビールに酩酊し、溺死する。	(絵本には描かれていない)

映されている。

また、絵本の末尾においても「猫だって笑わないとは限らない」で括られており、これは原作の「第2話」の部分に該当する。その後、「吾輩」が原作「第11話」のように来客帰宅後、飲み残しのビールを飲んで酩酊し、溺死するといった場面までは描かれていない。総じて、絵本では「吾輩」という猫の視点で見聞する人間世界の滑稽さを中心に、ユーモラスさも含め表現されているが、登場する人間たちのドラマに関してはほとんど描かれてはいない。こうした雰囲気を読まえて、子どもにも分かりやすく、かつインパクトのあるタッチで表現されている。原作との差異においては、取舍選択が顕著であり、とりわけ前半部分に集中していることが特徴として挙げられる。

続いて、太宰治『走れメロス』の絵本について、検証してみたい。

こちらは端的に述べると「信実」や「友情」をテーマとした短編の作品である。こうした短編小説という構成を踏まえ、絵本においても漱石『吾輩は猫である』とは異なり、原作のストーリー全体を捉えた形で表現されている。以下、原作と絵本の対応表をまとめると、次の表4のようになる。

表4 「走れメロス」原作と絵本の対応表

原 作	絵 本
①メロスが暴君ディオニスの話聞き激怒、暗殺を決意。	原作同様、「メロスは激怒した」から始まる形で描かれている。
②メロス捕らえられ、ディオニスに死刑を命じられるも3日間の猶予（その代わりセリヌンティウスが人質に）。	原作同様、捕らえられ王の前に引き出される様子が描かれている。
③メロス、急いで村へ戻り、妹の結婚式を挙げさせる。	原作同様、結婚式の場面が描かれている。
④メロス、急いで町へ戻るも困難に見舞われ諦めそうになる。	原作同様、激しい川、山賊との遭遇、灼熱の太陽に見舞われるなど、困難さに見舞われ諦める姿が描かれている。
⑤メロス、再び走り始める。約束の日没に間に合い、セリヌンティウスと再会。	原作同様、再び走り始め、セリヌンティウスと再会する姿が描かれている。
⑥ディオニスの改心とメロスの無罪。	メロス、セリヌンティウス、ディオニスの三者が抱き合う形で描かれている。

原作『走れメロス』の場合、『吾輩は猫である』とは異なり、特に章立てがないため、表4のように場面の展開ごとに便宜上、筆者の方で①～⑥として分類した。絵本の方も原作通りの場面展開であり、ほとんどそのまま反映された形で描かれている。ただし、結末部、表4の「⑥ディオニスの改心とメロスの無罪」においては、絵本では言葉は一切使われておらず、最終ページに

メロス、セリムンティウス、ディオニスの三者が抱き合う形で描写されているのみである。メロスが無罪といったことも言葉で表現されてはいないが、三者が抱き合う絵を通して、無罪となったことも想像できる描き方となっている。こうした物語構成に関して、編者の齋藤孝は絵本『走れメロス』巻末の「解説」<sup>8</sup>において、次のように述べている。

今回、絵本のために文章を抜粋するにあたって、走り続けるメロスの愚直なまでのエネルギーを感じられる場面をメインに選んでいる。(中略)

太宰治の言葉は、ものすごく歯切れがいい。呼吸の勢いがある言葉だ。声に出してみると、呼吸のリズムをよくしてくれるリズムカルな文体となっている。私はよくメロスの全文を小学生といっしょに通読するのだが、朗読していただけるどころか、どんどんメロスの力が乗り移ってきて、後半にいくにしたがって子どもたちも元気になってくる。太宰治の文体から、強い呼吸が子どもたちに移ってくるのだ。

上記引用にあるように、確かに絵本では「走り続けるメロスの愚直なまでのエネルギーを感じられる場面をメイン」に描かれている。疾走感溢れる中、刻限の迫る途上において様々な困難に遭遇しながらも突き抜けていくメロスの姿は、絵本では大迫力かつ躍動感溢れる姿で描写されており、子ども心に強く訴求されるものと容易に想定される。また、齋藤が述べている太宰の言葉の特徴「歯切れがいい」「呼吸のリズム」「リズムカルな文体」といった点も絵本全体に影響を与えている。言語自体の詳細な意味はともかく、リズムカルな表現は子どもにとって非常にインパクトがあり、覚えやすいという利点は首肯しうる内容と言える。

『吾輩は猫である』『走れメロス』といった二作品の絵本を挙げたが、共通点として互いに原作から生成される幅広い言語表現やリズムカルな文体、さらには人間の心の様相など、文学本来の持つ奥深い「人間性臭さ」を把握した特性を土台としている。こうした原作における世界観の前提のもと、絵本という図像表現を通して子どもへ視覚的に提示し、豊かな感性の涵養を担うものと考えられる。

しかし、原作の活字主体である小説を絵本や紙芝居に変形する場合、必ず取捨選択が発生することは前項でも述べた通りである。併せて、図像表現主体のメディアへのシフトに伴い、表現方法が異なることで受ける印象も変形する。いわば編者や絵本作家の手に委ねられることとなる。いかに原作の世界観や雰囲気を持しつつ子どもが親しめる構成にするにしても、そこには「二次創作としての第一歩」も表出しているものと考えられる。問題点として、取捨選択に伴い、原作小説の全体としての世界観が絵本から見出すことが出来なくなっている点である。先述したように、表3の「第3話」から「第11話」までの水島寒月を始めとする個性豊かな来客らによる夫婦論や女性論といった人間たちの喜怒哀楽の場面が、絵本では一切反映されていない状態となることである。こうした文学における表現媒体の変形に伴う問題点に関して、加倉井厚夫は「『銀

河鉄道の夜』の映像化」<sup>9</sup>において、次のように述べている。

「文学作品としてどう扱うのか」といった基本的なポリシーはもちろんであるが、映像化の方向性として、原作を忠実に再現するのか、再構成した別作品化か、あるいはオマージュ的な位置付けか、さまざまなアプローチが想定されるが、本文を拠りどころとして制作するという姿勢のもとでは、作品解釈上の諸々の問題解決が不可欠である。

宮沢賢治『銀河鉄道の夜』における言説であるが、前提条件として「本文を拠りどころとして制作」し、その上で原作との距離感が表現方法により変わることは『吾輩は猫である』や『走れメロス』も同義であろう。そして加倉井は「作品解釈上の諸々の問題解決が不可欠」であることを挙げているが、このことは活字主体の文学作品が他のメディアへとシフトすることで生じる、文学性の喪失の問題として指摘される。読者による活字主体における、行間から抽出される文学という無限の想像力が、図像主体として表現された際に、インパクトはあるものの限定的な想像力として再構築されてしまうのである。なお、上記引用に続いて加倉井は「絵本の挿画（限られた場面のみ象徴的に描かれることが多い）では、本文との関わりを前提とした位置付けで描かれ、これは他のメディアとの大きな違いになるであろう」と述べており、原作との関連では二次創作的としての要素が胚胎しているものと考えられる。

### 3. 今後の可能性や期待される効果、役割など

冒頭で述べたように、絵本や紙芝居といった幼児教育保育には欠かせない児童文化財は、インターネットの普及した現代の多メディア時代の中においても、有用なアイテムとして脈々と展開している。

こうした中で前項で述べたように、文学の持つ幅広い言語表現やリズムカルな文体、さらには人間の心の様相など、豊かな感性の構築を幼児期のうちに触れる契機を作るかは作り手側の課題でもある。そもそも文学は人間学であり、文学作品を読むことで人間自身、人としてのあるべき姿や行動、思考や心理、感情などを学ぶことができる。このような従来より脈々と続く文学の要素を意識しつつ、いかに絵本や紙芝居として子どもに親しみやすくかつ分かりやすく文学絵本・紙芝居として反映・表現するかであろう。表1や表2のように、各出版社における文学絵本や紙芝居の一覧表を挙げたが、依然として近代文学作品の全体数から見ると、一部分に過ぎない。名作や有名作品と言われるものだけでも数多くあるわけだが、例えば、高等学校国語科の副教材で使用されている『国語便覧』に掲載の近代文学作品数が絵本化・紙芝居化されると、より幅広い形での展開へと到る。ただし、そうした際にも、もはや活字主体の文学表現というより、二次創作に類する形での提示になることは前提条件として認識すべきであろう。あとは編集者や絵本作家などによる取捨選択や個性の発揮の度合いによって、原作からの距離の差異が定まるものと考

えられる。

原作からの視点は横に置くとして、今後、文学絵本・紙芝居の種類拡大に伴う新たな可能性<sup>10</sup>としては、例えば『ぐりとぐら』（福音館書店）や『いない いない ばあ』（童心社）といった人気絵本の持つ影響力と肩を並べられるくらい、長期間読まれる可能性もあるだろう。現時点では一部の文学作品のみの絵本化・紙芝居化ではあるが、齋藤も先の漱石『吾輩は猫である』の解説<sup>11</sup>で述べているように、「日本語の奥深さが非常によくわかる文章」であり、「日本語のお手本」としての教育効果は十分考えられる。

### おわりに

以上の考察から、絵本や紙芝居といったメディアにおいて文学作品がどのような変形を遂げ、表現されているのか、その一端がうかがえたのではないだろうか。文学研究者自身、絵本や紙芝居といった幼児教育保育に文学作品が変形し、流通し始めていることを認識するとともに、どのような視点でアプローチすべきか、もう少し目を向けるべきであろう。

活字から図像へのシフトといった時代の潮流は、好き嫌いや興味あるなしに関わりなく粛々と進行していく。多メディア時代における、幼児期からの文学との接続のあり方、アナログとデジタルの併用を幼児教育保育において、絵本や紙芝居の「使い方」という点では非常に重要となる。ただ、こうした現象を把握するには文学研究に立脚した地点とともに、比較文化学比較芸術論におけるジャンルの越境といった視点からの研究も求められるだろう。言語と図像との組み合わせによって生じる文学絵本は、原作から地続きであるとともに、行間から抽出される文学という無限の想像力が図像主体に変換・限定されることで、新たな作品として提示されていく。そこには絵本や紙芝居の表層からは見えない部分へのアプローチも必要である。すなわち国文学と比較文学・文化の両面からの論及である。

繰り返すが、文学絵本や文学紙芝居はその途上において、日本語表現の豊かさやリズムカルな文体など、従来の絵本や紙芝居に補完する役割を果たす有益性が見出される一方、問題点として文学性の喪失が挙げられる。いずれにせよ、文学作品の絵本・紙芝居への変形により、新たな可能性としての解釈を拡げていくにあたって、原作とは異なる「もう一つの作品」への変形が認められるのである。

### (注)

- (1) 新谷公朗・平野真紀・植田明・宮田保史・井上明・金田重郎「『デジタル紙芝居』：保育現場へのマルチメディア導入」(2001年『情報処理学会研究報告』)、pp. 9-16、高橋秀行・青木章彦・春日正男・鹿島田千帆・柴村智哉・田中誠一・齋藤栄「高臨場感映像を利用した絵本の読み聞かせと教育効果の計測方法の検討」(2015年『情報処理学会研究報告』)、pp. 1-4参照。
- (2) 渡辺賢治「モチーフとしての文学の引用と再構築—文学の汎用性という視点—」(2022年1

- 月『日本文学』)、pp.54-56参照。
- (3) 後の表1にも示しているが、ほるぷ出版により2003年～2009年まで、約6年間にわたって継続的に刊行されたシリーズ絵本である。
- (4) <https://www.holp-pub.co.jp/book/b485672.html> (2022年11月24日閲覧)
- (5) 「すずき出版HP」参照。 <http://www.suzuki-syuppan.co.jp/script/search.php?type=book&wd=%E5%90%8D%E4%BD%9C%E6%96%87%E5%AD%A6%E7%B4%99%E8%8A%9D%E5%B1%85> (2022年11月24日閲覧)
- (6) <http://rittorsha.jp/s/otome/3718317431.html#tf-home> (2023年1月4日閲覧)
- (7) 2006年1月 ほるぷ出版、奥付の付された巻末ページ参照。
- (8) 2009年4月 ほるぷ出版、奥付の付された巻末ページ参照。
- (9) 中川素子・大島丈志編『絵本で読みとく宮沢賢治』(2013年10月 水声社) 収載、pp. 205-208参照。
- (10) 一例として、「本」の価値を科学的なアプローチで明らかにする「子どもと絵本・本に関する研究」プロジェクトとして、東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター(東京大学Cedep)とポプラ社が共同で取り組んでいる。詳細は以下のURLを参照のこと。  
<https://reseed.resemom.jp/article/2021/06/24/1810.html> (2022年11月25日閲覧)
- (11) 注(7)に同じ。

#### 〈参考文献〉

- ・リンダ・ハッチオン著、片渕悦久・鴨川啓信・武田雅史訳『アダプテーションの理論』(2012年4月 晃洋書房)。
- ・『国文学 解釈と鑑賞』(2011年10月 至文堂)。
- ・松岡享子『えほんのせかい こどものせかい』(2017年10月 文藝春秋)。
- ・鳥越信『はじめて学ぶ 日本児童文学史』(2001年4月 ミネルヴァ書房)。
- ・鳥越信『はじめて学ぶ 日本の絵本史 I』(2001年12月 ミネルヴァ書房)。
- ・瀧薫『新版 保育と絵本 発達の道すじにそった絵本の選び方』(2018年6月 エイデル研究所)。
- ・『絵本ナビ』 <https://www.ehonnavi.net/special.asp?n=467> (2022年11月23日閲覧)。

# 感情労働に関わる秘書の行動と心理的要因 －M-GTAによる分析－

周藤亜矢子

## 1. 問題の所在と目的

感情労働は、肉体労働、頭脳労働に並ぶ第三の労働形態であり、人相手のほとんどの仕事が感情労働である（武井，2013）。今日では感情労働職と考えられてきた対人サービス職や対人援助職だけでなく、顧客至上主義を重視する風潮により「社会全体が感情労働化している（久村他，2020，p. 242）」。しかし、これまでは「同じ組織内での人間関係やそのマネジメントが考察の対象とはされてこなかった（崎山，2017，p. 23）」。日本の企業秘書における感情労働についても同様である。上司を取り巻く複雑な人間関係の中で、潤滑油の機能を持つ秘書自身や秘書の感情のマネジメントが職務にどのような影響をもたらすのかということも考察の対象とはされてこなかった。

野村総合研究所の調査（2015）<sup>1</sup>によると、特別の知識・スキルが求められず、データの分析やルーティーンワークが求められる職業については、AIで代替できる可能性が高い傾向が確認されている。したがって一般事務職なども代替される可能性が高い。一方で他者との協調、理解、説得やネゴシエーション、サービスの志向性<sup>2</sup>が求められる職業については、人工知能等での代替は難しい傾向が確認されている。秘書は総務省の日本標準職業分類<sup>3</sup>によると一般事務従事者に分類されるが、それぞれの企業で捉え方が異なっている。例えば課長職をサポートする役割から重役までサポートする幅広いサポート担当者を秘書と呼ぶこともあれば、限定的に取締役以上をサポートする役割を秘書と呼ぶ企業もある。ほとんどの秘書業務を派遣社員が担当する企

<sup>1</sup> 株式会社野村総合研究所と英オックスフォード大学のマイケル A. オズボーン准教授およびカール・ベネディクト・フレイ博士との共同研究（2015）。「日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に——601種の職業ごとに、コンピューター技術による代替確率を試算——」 Retrieved August 25, 2022 from [https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202\\_1.pdf](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf)

<sup>2</sup> サービスの志向性については、未だ定まった概念が定着していないが、複数の研究から「サービスリーダーが組織全体においてサービスを顧客中心に考え、顧客満足度を高めるために従業員を支援する経営手法（崔・金，2011）」を指す。

<sup>3</sup> 総務省 日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）分類項目名（2009）。 Retrieved September 1, 2022 from [https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou\\_h21.htm#grp\\_c](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou_h21.htm#grp_c)

業もあれば、機密情報漏洩のリスクから正社員のみが担当する企業もある。それぞれに求められるものが異なり、サポート対象者の役職が高くなるほど前述した他者との協調、理解、説得やネゴシエーション、サービスの志向性がより求められることは想像に難くない。つまりサポート対象者の役職が高くない秘書の仕事は、AIに代替できる可能性が高い。もしくはサポート対象者の役職が高くて、ルーティーンワークはAIに代替され、代替できない役割が一層求められるであろう。現に個人事業主等のスケジュール管理や書類管理などの業務を請け負う「オンライン秘書」なるものもビジネスとして存在し始めた。AIと共存していくビジネス社会で、秘書により強く求められるものは人との関わりの中で必要とされる「社会的スキル<sup>4</sup> (菊池, 1998)」なのではないか。すなわち他者との協調、理解、説得やネゴシエーション、サービスの志向性がより強く今後の秘書の付加価値となると考えられる。秘書の求められる役割が変化しつつある。

社会的スキルを発揮するには感情が伴うことが多い。「人間関係至上主義 (伊勢坊, 2009, p. 16)」の中で仕事を担う秘書が、感情をどのようにコントロールし表出しているのか、一連の感情の管理は秘書の職務にとって何を意味しどのような影響をもたらすのか、そのプロセスを明らかにすることを目的とする。

## 2. 感情労働について

### 2.1 感情労働とは

「感情労働」はHochschild (1983石川・室伏訳2000) により提唱された。Hochschildは感情労働を「公的に観察可能な表情と身体的表現を作るために行う感情の管理 (Hochschild, 1983石川・室伏訳2000, p. 7)」と定義した。賃金と引き替えに売られ、労働者の感情に交換価値があるということが前提である。また対面あるいは声による顧客との接触が不可欠であること、他人の中に何らかの感情—感謝の念や恐怖心等—を起こさせなければならないこと、雇用者は研修や管理体制を通じて労働者の感情活動のある程度支配するという共通した3つの特徴がある。

感情労働過程において、感情規則と感情管理という概念がある。感情規則とは感情におけるルールを指す。ある状況に対して適切と考えられる感情ルールで、表出の仕方や程度には職務ごとに一定の範囲が存在する。感情管理とは感情規則を参照しつつ、適切に感じるように感情をコントロールすることである。感情管理には2つの技法がある (Hochschild, 1983石川・室伏訳2000)。1つは表層演技とよばれ、自分の感情を自分自身にはごまかさず、他者に対してごまかすことである。例えば快く思っていない顧客に対して、作り笑いや不快なことを隠したりごまかしたりする仕種がそれに当たる。もう1つは深層演技とよばれ、これは感情の働きの自然な結果で

<sup>4</sup> 菊池 (1998) によると、「社会的スキル」とは心理学の領域では以前から使われていることばであり、相手から否定的な反応ではなく肯定的な反応をもらえるスキルとし、対人関係を円滑にはこぶためのスキルを指して使われることが多いとしている。

表される。行為者は自己誘発した感情を自発的に表現する。深層演技をするには2つの方法がある。一方は感情に直接命じるもの、一方は訓練されたイメージーションを間接的に利用するものである。

つまり感情管理が職務として求められ、遂行されることを感情労働にとらえ、肉体労働や頭脳労働を行っている中で自分の感情を誘発したり抑圧したりしながら、相手の中に適切な精神状態を作り出すために、自分の外見を維持しなければならない労働が感情労働である。しかし、「感情労働はほとんど場合認識されないし、賞賛される機会はめったにない。そのような労働がストレスの一因であることが考慮されるケースも、ほとんどありえない (Hochschild, 1983石川・室伏訳2000, p. 176)」。日本でも多くの対人業務従事者は感情労働をしているという現実がある。しかし「それらの事象は個人の領域から公的な領域へと移され、規格化され、公的な都合で処理され支配の対象 (Hochschild, 1983石川・室伏訳2000, p. 176)」とされているのが感情労働の特徴である。

## 2.2 感情労働における心理的側面

感情労働における心理的側面は肯定的な側面と否定的な側面のどちらも存在する。

Hochschild (1983石川・室伏訳2000) は、否定的な帰結を強調している。感情規則と私的感情を同一視してしまい燃え尽きてしまうこと、感情規則における役割に対し、表層演技をすることへ罪の意識や嫌悪感を抱くこと、そのどちらもせずに深層演技をし、感情規則を感じることに嘘の意識を持つことを問題としている。

一方で、久保 (2007) やWouters (1989) などは肯定的な帰結を強調している。久保 (2007) は託児所で行った調査を元に、ある程度の管理や規則の中で、自律した役割と責任がある方が、スタッフの心理的消耗感は減少し仕事への満足感が高まると指摘している。このような感情労働の疎外論と楽観論は、感情労働の他律的と自律的という捉え方もできよう。

## 2.3 秘書の感情労働について

日本の企業秘書の感情労働研究については、これまでほとんどなされてこなかった。上司がリーダーで秘書をフォロワーと位置付けるならば、「フォロワーがリーダーの指示命令に従う、受動的な存在としてのみ扱われきた (松山, 2018, p. 1)」ため、リーダー研究の発展に付随した形でフォロワーの研究はなされており、今後発展が期待される分野である。秘書研究においても例外ではない。

感情労働研究は、サービス業である客室乗務員を対象に行われたのが最初である。その後、日本では看護や介護職を中心に研究されてきた。顧客と客室乗務員における感情労働は、フライト中の一定の制限の中でなされ、ほとんどが1回きりの接触で終了する。一方、病院に勤務する看護師はさまざまなケースが考えられるが、入院患者をケアする場合は定期的な接触が一般的であ

る。さらにサービスとケアでは性質が異なる。秘書と上司の関係性では、1回きりの接触ではなく、ケアではなくサービスの性質を持つ傾向があると考えられる。また労働者、顧客、管理者が同じ組織内に存在し、その中で感情労働がなされると考えられる。したがって客室乗務員や看護師における調査研究とは異なる秘書特有の感情労働プロセスや結果が予想できる。

「秘書の感情は、「適性」として記述されていることが多い（伊勢坊，2009，p. 5）」高橋ら（2012）は、秘書に求められる資質として、豊かな人間性と高い資質を重要としている。上司と信頼関係を築き、周囲から好感を持たれる秘書に必要な資質として、10の項目を上げており、機密性や明るい人間性だけでなく、上司や社内外の人々にとって潤滑油的存在となり、相手を尊重し、思いやりや優しさ、気配りなど心を働かせる温かい人柄が求められ、良好な人間関係を構築し維持していかなければならないとしている（高橋他，2012）。秘書の指南書では、秘書の適性の中に心に対する記述が多くある。例えば、自分の気分や性格を上司の性格や気分にあわせたか、包容力があるかなどがある。ここで言う包容力とは、業務上いやなことや腹の立つこと、不本意なことや誤解を受けても弁解せず、相手のミスを自分のミスとし、そのような理不尽とも考えられることを包み込んで受け止める力があるか、ということを目指す。これらは、秘書としてその場にふさわしい感情を抱く、つまり感情を管理する指針と考えることもできる。

秘書の感情労働に言及された先行研究はほとんど見当たらないが、秘書の役割関連ストレスは指摘されている（福岡・中村，2011）。秘書は、上司と所属する部署の長と指示系統が二重にある場合も多く、秘書の二重構造化から役割関連ストレスが発生することがわかっている。またアメリカでは、秘書とその他のフルタイム勤務の女性におけるうつ病や欠勤率を調査し、秘書として雇用されている女性は、他の女性よりも有意にうつ病である可能性が高かったことが報告されている（Garrison&Eaton，1992）。ここではその要因までは明らかにされていないが、仕事のストレスや不満などの複合的な要因が秘書のうつ病と欠勤の増加の根底にある可能性を示唆していた。これらは秘書職における感情労働とも考えることができる。

2.1で紹介した感情労働の概念を、秘書業務での構成に置き換え整理した（図1）。秘書は定型的秘書業務においては、一般化された感情規則を元に感情管理を行っている。それによって、感情的不協和が発生したり自律が発生したりすると考えられる。例えば、上司の代わりに謝罪するような行為は秘書の業務では定型的業務にあたるため、感情規則が存在し、それに基づいて秘書は感情管理をしていると考えられる。

一方で、非定型的秘書業務においては、ほとんどが個別のケースであり、また複雑すぎて一般化された感情規則というものがない。そのため秘書は場当たりに感情管理をせざるを得ないという状況になる。その結果を学習して、特定の上司と秘書や、特定のケースにおける感情規則の生成を行う。その後は生成した感情規則を元に感情管理を行うことになる。秘書職を長く経験すると、さまざまな感情規則を生成し蓄積するため、秘書としての経験値が上がることになる。

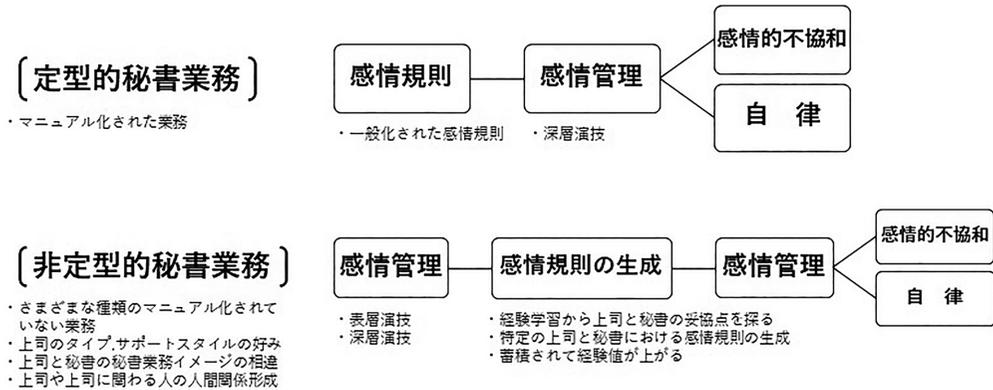


図1. 秘書業務における感情労働の構成

### 3. 研究の方法

#### 3.1 研究対象

日本に所在する企業で働く秘書9名をインタビュー対象者とした。対象者は30代から50代の女性で、秘書としてのキャリアは3年から30年である。9名のうち6名（秘書1, 2, 6, 7, 8, 9）は正規雇用で、3名（秘書3, 4, 5）は非正規雇用であった。また3名（秘書2, 6, 7）は秘書業務とその他も兼務する兼務秘書であった（表1）。なお本調査は宇都宮大学のヒトを対象とした研究に関する倫理審査の承認<sup>5</sup>を得て実施している。

表1. 対象者の概要

	年代	性別	秘書経験年数	これまでにサポートした上司の総数	現在の雇用形態	秘書の形態	査定（評価）者	業種	資本	上場	サポートしている上司の役職	サポートしている上司の性別	サポートしている上司の国籍
秘書1	40	女性	10	7	正社員	個人付	所属長	証券業	日系企業	非上場	社長	男性	日本人
秘書2	40	女性	18	7	正社員	兼務	所属長	卸売業	日系企業	上場	取締役、顧問、執行役員 広報部長兼秘書課長	男性	日本人
秘書3	30	女性	1.5	1	派遣社員	個人付	所属長	マスコミ	日系企業	上場	常務取締役	男性	日本人
秘書4	30	女性	3	4	派遣社員	個人付	所属長	放送業	日系企業	上場	社長	男性	日本人
秘書5	40	女性	25	10	派遣社員	個人付	契約更新の有無	製造業	日系企業	上場	常務執行役員	男性	日本人
秘書6	50	女性	30	20	正社員	兼務	所属長	IT	日系企業	非上場	社長、CEO、CFO、COO	男性、女性	日本人
秘書7	40	女性	12	5	正社員	兼務	所属長	製造業	日系企業	非上場	会長	男性	日本人
秘書8	40	女性	15	10	正社員	個人付	所属長	製造業	日系企業	上場	取締役、会長、顧問、 CEO、監査役	男性	日本人
秘書9	40	女性	15	6	正社員	個人付	サポートしている上司	CRO	外資系企業	非上場	社長	男性	日本人

IT=information technology 情報技術

CRO= Contract Research Organization 医薬品開発業務受託機関

<sup>5</sup> 宇都宮大学大学院「ヒトを対象とした研究に関する倫理審査」H21-0025登録承認済

### 3.2 データの収集方法

表1の秘書9名に半構造化インタビューを実施した。インタビューは筆者1名が2021年7月4日から9月11日までの期間にオンライン (Zoom) で行った。質問内容は先行研究による情報や、感情労働尺度日本語版 (関谷・湯川, 2014) の測定尺度で用いられる項目の一部を上司と秘書の関係性に落とし込み、主に6つの項目を軸にインタビューを行った。質問内容を下記に記す。

- ・ 秘書業務での感情の隠蔽, 表層演技実施のケースとその理由
- ・ 上司への不快感や好印象にまつわる印象的な事例, 印象の理由
- ・ 秘書の仕事におけるハラスメントの事例, 対応と結果
- ・ 上司との関係性と信頼度, 理由
- ・ 秘書の仕事におけるやりがい, 理由
- ・ 秘書の役割

上記について、各対象者に45分から1時間程度自由に語ってもらい、インタビュー終了後、逐語録 (テキストデータ) を作り、分析のための資料とした。なお、インタビュー対象者には、事前に研究計画の概要、研究の目的と方法、意義、収集するデータの種類、収集方法、個人情報保護、侵襲及び安全管理、インフォームドコンセントについて書面を送付し、同意書へのサインを依頼した。

### 3.3 分析方法

分析方法は修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) を採用した。M-GTAは人間の行動や他者との社会的相互作用の説明や予測に有効な理論であり、現象がプロセス的性格を備えている研究に適している (木下, 2003)。したがって語られたストーリー全体やまとまりをもったエピソードを直接分析し、概念化できるという特徴がある。本研究のテーマである企業秘書は、サポートする上司、顧客、サポートする上司の部下、直属の上司、同僚など「人間関係至上主義 (伊勢坊, 2009, p. 16)」の中で様々な関係者との相互作用でなされるプロセス性を有する現象である。したがってM-GTAは本研究の方法として適切であると考えた。

分析は、逐語化したデータを分析テーマ「秘書の職務における感情労働」に従ってインタビュー一部分に着目し、その部分を具体例とする概念を作成する。作成した概念の具体例となるものを他の事例からも抽出し、概念同士の関係を図式化するという手順で行った。

#### 4. 結果と考察

##### 4.1 カテゴリと概念，ストーリーラインの作成

分析の結果，7つのカテゴリと14の概念が抽出され理論的飽和が確認された（表2）。

表2. 概念と定義

カテゴリ	No.	概念	定義
サポートスタイルの模索	1	裁量	サポート業における秘書の裁量。裁量の幅が広がると、自律が促される傾向にある
	2	待機	サポート業務における上司の指示を仰ぐタスクやサポートスタイルを探っている間
信頼度	3	理解・親近感	上司の仕事への思考や手段を理解し、人として親しみを感ずる
	4	不信任・無関心	上司の仕事への思考や手段に関心や理解がなく、人として親しみを感ずらない
評価	5	ハラスメント	秘書や秘書以外の部下へのさまざまなハラスメント
	6	チェック項目	秘書とのコミュニケーションや上司への観察、秘書への評価が基準となる
モチベーション	7	やりがい	サポート業務に対してのやりがいや面白さ。評価や信頼度、裁量が関与する
	8	不満	サポート業務や上司への不満。評価や信頼度、裁量が関与する
コミュニケーション	9	バーバルコミュニケーション	秘書との会話。業務上の会話やインフォーマルな会話も含まれる
	10	ノンバーバルコミュニケーション	上司の言葉によらないコミュニケーション。バーバルコミュニケーションの代用にもなり得る
観察	11	上司の仕事のスタイル	上司が仕事をどのように捉え取り組んでいるか
	12	上司の他者への態度	秘書を含む他者に対し、どのように考え接しているか
秘書への評価	13	金銭的報酬	秘書の仕事に対しての給与や賞与
	14	非金銭的報酬	秘書に対しての、お礼の言葉や負負。秘書に向けてではなく、他者に伝えることもある

次にインタビューから考察した秘書業務における行動と心理的プロセスのモデル化を行い，全体のストーリーラインを生成した（図2）。

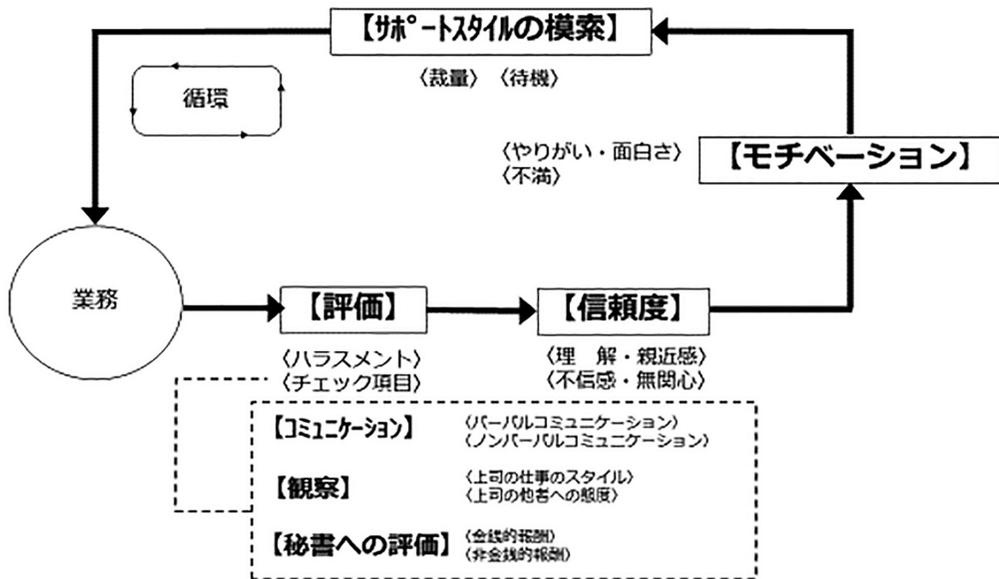


図2. ストーリーライン，感情労働に関わる秘書の行動と心理的要因

以下カテゴリごとの説明は、カテゴリは【 】、概念は〈 〉で表記した。また具体例として対象者の発話箇所は斜体表記した。斜体表記内の（ ）は、発話の内容を明確にするために筆者が補足した。

#### 4.2 【サポートスタイルの模索】カテゴリ

【サポートスタイルの模索】とは、〈裁量〉と〈待機〉の概念から構成される。

〈裁量〉とは、秘書が上司のサポート業務を行う際に、上司の判断を仰がずに秘書が決め実行することを指す。多くの権限を秘書に委ねる上司もいれば、ほとんどのことを確認することを好む上司もいる。秘書としての経験年数、ペアの経過年数、これまで上司に秘書が付いていたかどうかなどで変わる。また裁量の幅が広がると、自律が促される傾向にある。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

秘書の仕事だといろんなことを頼まれてそれを進めるっていうことは一緒ですけど、そのやり方だとかそういうのは任されている部分が大いなので、うまく調整できるように自分がコントロールできるように時間が立てばなっていくので、自分でコントロールできる幅が営業とかに比べると大きい<sup>6</sup>のかな (秘書1)

〈待機〉とは、サポート業務におけるタスクについて上司の確認や指示を待つことまたはサポートスタイルを探っている間を指す。サポートスタイルを新任時に指示する上司もいれば、特に指示がなく定着に時間を要する上司もいる。上司のタイプによって、秘書の仕事の範囲を限定している場合がある。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

あまりしつこく言うのも本人のビジネススタイルに沿わないのかと悩んだ時期もありまして、あんまりしつこく言うのは止めようとなるべく確認事項ですとか、朝はするんですが、それ以外のお伺いとか確認しなければいけないことは1日3回までとか自分の中でルールを決めたりですとか、(秘書2)

【信頼度】とは、〈理解・親近感〉〈不信感・無関心〉の概念から構成される。

〈理解・親近感〉とは上司の仕事への考え方や手段、方法を理解し、上司としてだけでなく個人としても親しみや敬意を感じることを指す。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

言ったらすぐに改善してくださって、すごく誠実な人だなと思って。厳しい人だけどついてい

<sup>6</sup> 秘書1の所属する企業は、定期的にジョブローテーションを行っている。秘書1は現職を担当する前は営業担当であったため、営業との比較を行った。

こうって最後まで私も頑張ろうって思いましたね。そういうハートの問題って、一方的な思いですとあれですけど、通じ合うっていいですか、なんかそういうものが見えますと、その人のために頑張ろうと思います。(秘書2)

〈不信心・無関心〉とは上司の仕事への考え方や手段、方法に無関心であったり理解したりすることもない。また個人としても親しみや敬意を感じないことを指す。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

その方は全く尊敬もできなかったの、ちょっと無理だと思って辞めさせていただいたんですけど。(中略) その方は自分が煙草を吸いたいがために、私に雑誌を丸々1冊コピーをさせて出て行っちゃうみたいな感じの人だったんです。あなた何しに会社に来てるのって感じじゃないですか(秘書5)

#### 4.3 【評価】カテゴリー

【評価】とは、〈ハラスメント〉〈チェック項目〉の概念から構成される。

〈ハラスメント〉とは、上司が秘書や上司に関わる部下への権威を背景とした常識の範囲を超えた言動を指す。秘書へは上司から身体的・言葉による暴力などのパワーハラスメントや性的な嫌がらせなどのセクシャルハラスメントがそれにあたる。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

半年ぐらいでうちとけてきたんですけど、逆に今度はすごい距離が近くなってしまったんですよ。土日のプライベートのときも電話がかかってくるようになってきたりして、あーちょっと困ったなあってことになって…(秘書4)

〈チェック項目〉とは、秘書が上司を評価する際の判断の基準にするものを指す。上司とのコミュニケーションや上司における秘書の評価、上司を観察しながら得た情報の一部がチェック項目となる。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

鍵を忘れても大丈夫ですっていう話しをしたら、「やっぱり鍵閉めた方がいいですかね」っていう話しをするから、「ぜひ閉めてください。たぶん社長の大事なものとかもいろいろ入っていると思うんで」って言ったら、そしたら〇〇さん(社長)がおっしゃった言葉っていうのが、「そうですよね、もし何かあったら社員を疑わなきゃいけなくなっちゃいますもんね」って言ったんですよ。すごく優しいなと思って、「そうなるって悲しいですよ」っていうふうに言って、それは優しい人だなって。疑うのが嫌だということ。鍵閉めてないんですけど、結局。そういう言葉を使う、心優しい人なんだなと思って。(秘書6)

#### 4.4 【モチベーション】カテゴリ

【モチベーション】とは、〈やりがい・面白さ〉〈不満〉の概念から構成される。

〈やりがい・面白さ〉とは、サポート業務に対する興味関心の高さ、充足感を指す。評価や信頼度、裁量が関与し、それらの度合いが高い場合は、やりがいの度合いも高くなる傾向にある。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

こうやって答えを見つけて、今の上司とのやり方を見出しながら未だ格闘中ですけども、いまだやっている、(秘書を辞めない) 選択をしたことに悔いはなくて、むしろこれでよかったんだって。次にもっと難関の上司がきたときにでも、一つまたどうやったらいいかっていうのも叶えられるだろうし、(秘書9)

〈不満〉とは、サポート業務に対する興味関心の低さ、不足感を指す。上司における秘書や秘書の仕事ぶりへの関心度、評価、裁量が関与する。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

なるべく若くて美人な人がいいって聞いたので。(中略) いわゆる秘書のポジションってまだまだ形だけの秘書とかおかしがりとか。(秘書4)

#### 4.5 【コミュニケーション】カテゴリ

【コミュニケーション】とは、〈バーバルコミュニケーション〉〈ノンバーバルコミュニケーション〉の概念から構成される。

〈バーバルコミュニケーション〉とは、上司とする会話を指す。秘書にとって上司との会話はすべて業務の内に入る。したがって業務とは関係のないインフォーマルな会話も秘書にとっては業務に含まれる。相互に会話がなされることで、秘書は上司を理解することがある。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

仕事のコミュニケーションはありますけれども、世間話とかをすることは、数字で言ったら1日のうち1分か2分じゃないですか。朝来ておはようございますって言われて、おはようございませって言って。で、向こうが今日暑いねっていったら、ああそうですねっていうくらいで、自分から今日暑いですねとか絶対に言わないです。(秘書8)

〈ノンバーバルコミュニケーション〉とは、上司の言語によらないコミュニケーションを指す。人を受け入れる雰囲気乏しかったり、業務上、怒ったりイライラしたりすることが多いと、秘書は上司に話しかけるタイミングに悩むことがある。バーバルコミュニケーションの代用として捉えられることもある。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

(サポート当初より今は) ひとこと聞いた感じで「あ、まだこれはまだだな」っていうのは(察しが付く)。空気をちょっと察して、ちょっと今嫌な顔をしたな、やめておこうとか(秘書

7)

#### 4.6 【観察】カテゴリ

【観察】とは、〈上司の仕事のスタイル〉〈上司の他者への態度〉の概念から構成される。

〈上司の仕事のスタイル〉とは、上司がマネジメントや人材育成をどのように考え取り組んでいるかを指す。秘書は指示に対し的確に職務をすることが期待されるが、上司の仕事に理解ができなければ、感情的不協和が発生する。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

仕事にコミットしている具合が違うというか、仕事っていうのは自分の業務そのものというものもありますし、あとはやっぱり部下だとか会社全体のことだとか全社的にうちの会社をそういう風にやっていったら社員のためになるかだとか割と考えているんだな、割とというかちゃんと考えいっているのが行動のベースにある人だけがこう、それなりに評価されて役員になっていくんだなって感じる部分もあるので、やっぱりこう自分のことだけを考えているなっていう人ではないことが多いんですね。当然その一つ一つに割り当てられている業務に対してもプロフェッショナルだったりもするので、(秘書1)

〈上司の他者への態度〉とは、上司が部下や関わった人々に、どのように接しているか、フォローしているかを指す。秘書自身に関わる態度だけでなく、上司が公平公正に他者と関わっているかを秘書は見定めていることがある。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

この前、後ろで話しておかしいなと思ったのが、「じゃあここ僕が自分で(こっそり)時間入れちゃいますよ」と。<sup>7</sup>他の人と話ししてね、社内で。「ランチって入れちゃえば大丈夫です」って。裏のスケジュールが一個まわってきて、そこでこっち側でしかわからないようなTEAMSの会議をやって。結構〇〇さん(上司)もわかってるんだな、みたいな。(秘書6)

#### 4.7 【秘書への評価】カテゴリ

【秘書への評価】とは、〈金銭的報酬〉〈非金銭的報酬〉の概念から構成される。

〈金銭的報酬〉とは、上司が秘書に行う金銭に関わる評価、つまり給与や賞与を指す。秘書が期待していた評価が得られない場合は、上司に対して不信感を抱くこともある。以下はその概念に

---

<sup>7</sup> 秘書6の上司(秘書6にとっては社長)は、ホールディングス内の異なる企業の上役も担当しているため各企業に秘書がいる。企業が異なっても秘書同志は業務上連携を取る必要がある場合もある。この事例では、ホールディングス内の別の企業の秘書を通さず、公のスケジュールにはランチと偽ったが、本当は会議を設定し秘書6が対応した。

関わると考えられる発話の一例である。

こんなに頑張ったし、もともとこの人ほめる前に私がやったんだから、って勝手に腹立っています。そういうの(評価されないこと)が重なったりすると、それがハードルの高いものだったりすると気持ちがあっさりするというか。(秘書9)

〈非金銭的報酬〉とは、上司が秘書に行う金銭に関わらない評価、つまり感謝の言葉や賞賛を指す。秘書に対して直接なされなくても、他者に向けて秘書を賞賛する場合も含まれる。以下はその概念に関わると考えられる発話の一例である。

褒めてもらいたくて、というわけではないんですけど、「これは先にやっておいた方がいいかな」ということを自分で進めていく中で、「気づいてくれたんだ、ありがとうね」と言われると嬉しいので、自分が気づいたことはこれからもやれたらといいな思いながらやっているんですけど。褒められるとすごく嬉しいタイプなので、それも活力になっているというか。(秘書3)

## 5. まとめ

感情労働の観点から、秘書の行動と心理的要因を考える。秘書は【サポートスタイルの模索】をしながら業務にあたる。サポート業務は上司の仕事のスタイルに合わせることに基本にあるため、上司の様子を伺って〈待機〉してタスクの確認をする。またどのようなサポートを好むか業務を通して探る。サポートスタイルが定着し、ペースが把握できるまでには半年から数年の時間を要する場合がある。一方で上司は〈裁量〉を秘書に与え、業務の幅を広げることがある。秘書は権限を任されて自律が促され業務に反映することがある。裁量がない場合は、業務に物足りなさや、役割や存在意義に不安を感じたりすることがある。

秘書は、業務を通して上司を無意識に【評価】している。【評価】は〈チェック項目〉で判断される。〈チェック項目〉は、【コミュニケーション】、【観察】、【秘書への評価】がある。【コミュニケーション】では、〈バーバルコミュニケーション〉がなされることで、秘書は上司を理解することがある。インフォーマルな〈バーバルコミュニケーション〉であっても、秘書にとっては上司との〈バーバルコミュニケーション〉はすべて業務となる。〈ノンバーバルコミュニケーション〉が上司のイメージにつながったり、〈バーバルコミュニケーション〉の代用とされたりすることがある。

秘書は上司を【観察】している。マネジメントや人材育成をどのように考え行っているか〈上司の仕事のスタイル〉を見定めている。秘書は上司の指示どおりに業務にあたる必要があるが、指示を秘書が心理的に理解できないことがある。その場合、秘書に感情的不協和が生まれることがある。また〈上司の他者への態度〉も見ている。上司が関わっている秘書を含めた部下に対し、上役として取るに足る人物か、権威的な振る舞いをしていないか、人としての温かみがあるかなどを秘書の尺度で確認している。加えて【秘書への評価】もチェックしている。納得のいく〈金

銭的報酬〉が受け取れているかどうか、期待した（秘書への）評価が得られているかどうかを判断する。秘書が考える貢献度と〈金銭的報酬〉が合致かそれ以上であれば満足し、期待していた評価が得られない場合は上司への不満につながることもある。〈非金銭的報酬〉を上司が示した場合、秘書は敏感に察している。金銭に直結はしないが、よい評価を得ることが仕事へのモチベーションと関わっており、重要な意味を持っている。

〈ハラスメント〉では、上司が組織のトップとしての役割を担っているため、主に権威的過ぎないか、性的な嫌がらせをしていないかを確認している。秘書が行った上司の【評価】は、【信頼度】を左右する。チェックした項目に対し秘書が〈理解〉し、〈親近感〉がわかれば信頼度は上がるが、〈不信任〉が募ったり、〈理解〉できなかつたり〈無関心〉になれば信頼度は下がる。【信頼度】は秘書のサポート業務に対しての【モチベーション】につながる。上司を信頼しサポート業務に対し〈やりがい〉や〈面白さ〉を感じればモチベーションは高まり、信頼できず上司や業務に対し〈不満〉を感じればモチベーションは低下する。その結果を【サポートスタイルの模索】に反映させ業務に還元している。これらは循環している。

本研究では秘書の感情労働が職務にどのような影響をもたらすかということ、現役秘書へのインタビュー調査を元に考察した。秘書における感情規則の生成は、秘書職における普遍的な能力だと考えられる。

カテゴリと概念を統合して考えてみると、秘書と上司は常に一般的な上下関係と帰属意識を含む秘書と上司の特有の関係が前提にあり、秘書は感情労働をしているということが明らかになった。インタビュー対象者は、上司に対しての信頼の有無はさまざまで、不満を感じることもあるが、職務にはやりがいを感じている者もいた。長期で秘書職に就いているいわゆるベテランは、長年感情規則の生成と感情管理を適切に行ってきたことが予想される。

秘書職は補佐機能な故にAIに浸食されかねない職業と捉えられ、なおざりにされがちな傾向がある。一般的に補佐従事者の成果は、サポート対象者に吸収され可視化されにくい。利益と直結しなければ、数値に表すことも困難であろう。しかし数値や可視化可能な範囲のみでの役割に対する評価は、本来の価値に対して歪んだ見方ではないだろうか。「見える」ものだけが労働とは限らない。感情労働はまさしく「見えない」労働なのである。今後は可視化されない部分への注目と適切な評価が、やりがいを感じている秘書従事者への職業的サステナビリティを高めるための方法の1つといえよう。

## 引用文献

- 崔 錦珍・金 蘭正（2011）．組織サービスの志向性がホテル従業員の感情消耗に及ぼす影響．日本国際観光学会論文集, 18, 33-39.
- 福岡 忻治・中村 健壽（2011）．企業秘書における職務上の役割関連ストレス．ビジネス実務論集, 29, 33-42.

- 久村 恵子・大塚 弥生・山口 和代 (2020) . 感情労働化する社会における感情労働の実態——感情労働に従事しているのは誰なのか——. 南山経営研究, 34 (3) , 225-243.
- Hochschild, A.R. (1983) .The Managed Heart: commercialization of Human Feeling. University of California Press.
- (ホックシールド, A.R. 石川 准・室伏 亜希 (訳) (2000). 管理される心——心が商品になるとき—— 世界思想社)
- 伊勢坊 綾 (2009) . 感情労働概念を適用した秘書研究の可能性. 日本国際秘書学会研究年報, 16, 3-20.
- 菊池 章夫 (1998) . また／思いやりを科学する. 川島書店
- 木下 康仁 (2003) . グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践——質的研究への誘い——. 弘文堂
- 久保 真人 (2007) . バーンアウト (燃え尽き症候群) ——ヒューマンサービス職のストレス. 日本労働研究雑誌, 49 (1) , 54-64.
- 松山 一紀 (2018) . 次世代型組織へのフォロワーシップ論——リーダーシップからの脱却——. ミネルヴァ書房
- Robert Garrison , MA William W Eaton PhD(1992). Woman Health : Taylor & Francis, 18(4), 53-76
- 高橋 眞知子・北垣 日出子 (編) 伊勢坊 綾・北川 宣子・周藤 亜矢子・西村 この実・服部 基宏・平田 祐子・藤村 やよい・森 久子 (2012) . 秘書概論——これからの企業秘書・国際秘書へ向けて—— 樹村房
- 崎山 治夫 (2017) . 生の感情労働と現代社会——労働の感情労働化とそのゆくえ——. 立命館産業社会論集, 53 (2) , 17-29.
- 関谷 大輝・湯川 進太郎 (2014) . 感情労働尺度日本語版 (ELS-J) の作成. 感情心理学研究, 21 (3) , 169-180.
- 武井 麻子 (2013) . 感情労働あれこれ. 心と社会, 44 (4) , 74-79.
- Wouters, Cas (1989). Commentary : The Sociology of Emotion and Fright Attendants : Hochschild's Managed Heart , Theory, Culture and Society (6), 95-123

## 謝辞

調査に協力頂いた秘書9名に深く感謝する。

本論文は、宇都宮大学大学院修士課程で2021年の研究における調査結果の一部をまとめたものである。中村真教授には、指導教官として研究の進め方や遂行にあたって、終始ご指導をいただいた。ここに深謝の意を表する。

## 常磐短期大学キャリア教養学科における キャリア教育の実践例

吉田 宏之

### 序

常磐短期大学キャリア教養学科は2022年度入学生をもって新規の学生募集を停止することとなった。これまで2年間という限られた時間の中でいかにキャリア教育を行っていくか、様々な工夫と施策を行ってきた。1年次春 semester から展開されるキャリア形成演習は既に退職された安田尚道教授を中心に授業が展開され、常磐短期大学におけるキャリア教育を担ってきた科目である。2012年以降この科目の担当者として授業内容に関わり、内容の更新を徐々に行ってきた。本論文では今後のキャリア教育に資する資料となるべく、最終年度の授業の基本的な方針や取り入れた具体的方法を示すことを目的とする。

キャリア教養学科は2003年に教養学科と経営情報学科を統合し開設された。キャリア教育の内容は2023年度の学生募集停止に至るまで様々な変化を経て、2022年度入学者では教育内容を概観すると次のようになる。

キャリア教養学科の教育の方針は常磐短期大学のディプロマ・ポリシーがベースとなる。常磐短期大学ディプロマ・ポリシーでは、「短期大学士としての広く深い教養と専門知識を基礎として、さらに専門性と創造性を高め、人格を磨いていくことができる学生」を社会に送り出すことを謳っている。短期大学のポリシーのもとでキャリア教養学科では自己を成長させながら社会に貢献できる「教養ある職業人」として自立するための、幅広い知識と基礎的な専門職業能力（実務能力）を身につけることをディプロマ・ポリシーとして掲げている。

こうした学生を育成するための具体的な施策が授業内容である。授業内容を組み立てる下敷きとなるカリキュラムは短期大学とキャリア教養学科のカリキュラム・ポリシーにその方針が集約されている。短期大学で定めるカリキュラム・ポリシーでは「学理に基づく高度な知識と実践的スキルを習得できる学習プロセスの提供」と「豊かな人間性を涵養し、環境に順応できる人材を育成をするための適切な教育方法」をカリキュラムの策定方針としている。それを受けてキャリア教養学科では修養的教養とコミュニケーションスキル、基礎的ICTスキル、幅広い知識及び自己内省から成る教養が身につく授業編成をポリシーとして掲げ、カリキュラムを構成している。

---

2023年1月31日受付

YOSHIDA Hiroyuki キャリア教養学科・准教授（社会心理学・認知心理学）

さて、ディプロマ・ポリシーに示される教養ある職業人を目指して編成されるカリキュラムを活かすためには短大の環境や学びにスムーズに移行することが欠かせない。中央教育審議会が2008年にまとめた答申では初年次教育とは大学での学習スキルの習得やキャリアと人生設計を学ぶことなどが大学での学修に資する内容を挙げている。では初年次教育で学ぶとされるキャリアについてどのような内容を学習すべきであろうか。中教審がまとめた2011年の答申ではキャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねと定義している。

そしてキャリア教育とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」とされている。こうした答申を解説する資料として2011年に文部科学省がまとめた高等学校キャリア教育の手引きではキャリアについてスーパーのライフ・スパン-ライフ・スペースアプローチ (Super, 1980) を引用して説明している。スーパーは人が生涯に果たす役割が少なくとも6種類あり、そしてその役割を少なくとも5つの生活空間において果たすとする生涯発達のアプローチを提唱した (渡辺, 2018)。

6種類の役割は①子ども、②学習者、③余暇人、④市民、⑤労働者、⑥家庭人である。それぞれの役割を果たす5つの生活空間は①家庭、②学校、③地域社会、④職場、⑤施設である。それぞれの役割は一過性のものではなく生涯の中でその重みを変えながら続くものである。つまりキャリアという言葉は単に職業に関する概念を指しているわけではなく長い生涯の中での変化すなわち生涯発達という観点から個人の持つ様々な立場の関係に目を向けて考える必要があることを

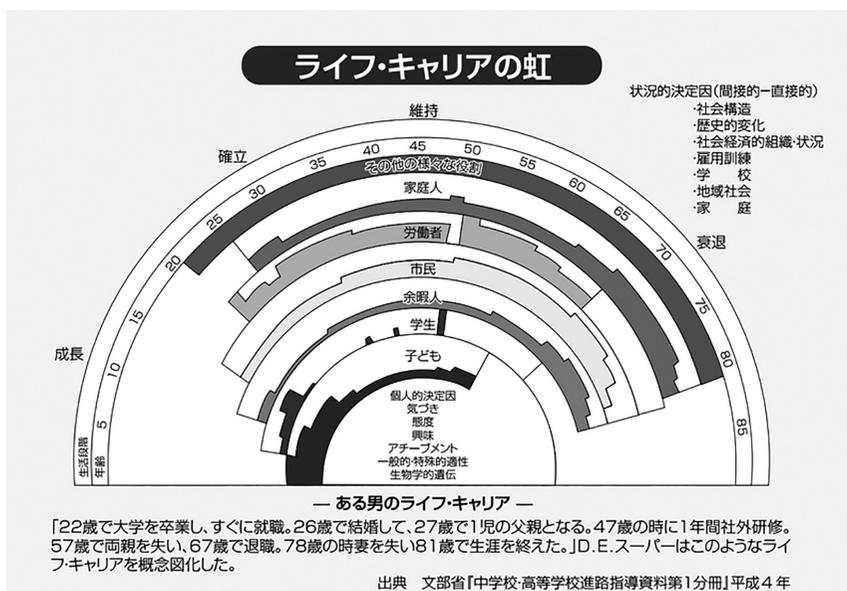


図1 ライフ・キャリアの虹

示している。スーパーはこうした概念をライフ・キャリアの虹として図式化し（図1）、人間の生涯が複数の役割が重層的に重なっていることを示した（Super, 1984）。

つまりキャリア教育とは進路決定のためのものであるだけでなく、ディプロマ・ポリシーに定める「広く深い教養と専門知識を基礎として、さらに専門性と創造性を高め、人格を磨いていくことができる学生」を育てるうえで基礎となる教育内容を指している。こうした点を踏まえてキャリア教養学科でキャリア教育を行うにあたっては最終的に幅広い知識と自己内省から成る教養を身につけるといふキャリア教養学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、生涯発達を視野に入れた様々な知識と自己内省から得られる自己理解をもとに生涯を展望する基礎を形作ることを目標とすべきであろう。

### キャリア形成演習について

2022年度のカリキュラム編成においてキャリア教養学科で初年次教育およびキャリア教育の一端を担うのはキャリア形成演習Ⅰ～Ⅲの必修科目群である。これらの科目に加えてキャリア形成演習Ⅳを選択科目としてキャリア教育のフォローアップのために配置している。これらの科目の開講時期、授業目的は以下ようになる。

1年生春 semester のキャリア形成演習Ⅰは学生生活を円滑に進めると共に、将来のキャリアを形成するための基礎力を身につけることを目標として、学ぶ意味の理解、働く意味の理解、社会人としての基礎知識の獲得を目指す科目である。大学入学当初の初年次教育に重点をおきつつ、キャリア教育にもかかわる科目という位置づけである。この授業の課題は短大での授業を受講するために必要なノートテイクスキルや文章作成能力の取得向上を目指すほか、2年間の展望をしつつ計画的な学習計画を立てるためのロードマップの作成などを行うことである。

また1年生秋 semester に開講されるキャリア形成演習Ⅱは将来に向けた自分自身を構想する力と仕事をする上での基礎学力、そして自分に適した企業を探す視点を養い、キャリア形成に必要な基礎力を身につけると共に、これまでの自分を振り返って、自分自身の理解を深め自分に適した働き方を考える視点を養うことを目標とした科目である。キャリア選択のための情報を1か所に集約することを目的として配布されたワークブックQLIOを使用し自己理解を深めるための課題を主として授業を進行する。

キャリア形成演習Ⅲは自分らしい働き方と自立を考え、キャリア形成に必要な基礎力を身につけると共に、具体的なキャリア形成を展望できることを目標とする科目である。進路選択においてどこに着目して情報を精査するか、実際の情報をもとにそのやり方を身に付けることを繰り返し、自分のライフ・キャリアを展望しながら考えるトレーニングをする。また試行錯誤を重ねながら進路の選択が具体化して学生にアドバイスをを行い、不足している部分を補うことも行っている。

キャリア形成演習Ⅳはキャリア形成演習Ⅲの内容を継続するとともに自身についての分析をキ

キャリア展望につなげ、具体的に自身のキャリアと社会のニーズを検討する科目である。キャリア形成演習Ⅲに引き続き実際の情報を使いながら自身のキャリアを展望するが、キャリア形成演習Ⅲとの大きな違いは学生自身が収集した情報を発表・共有して学生同士が互いの視点を共有しながら進めていくことである。また卒業後、様々な状況に向かい合い進めていくための考え方としていわゆる計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを実際に行うことを取り入れている。PDCAサイクルは業務管理における考え方であるが(入江, 2018)、学生自身がいま取り組んでいる課題をPDCAサイクルに沿って行うことでそれを進め、かつその考え方を身につけられるよう実習している。

### 授業編成の背景

キャリア形成演習Ⅰ～Ⅳの授業進行を更新するにあたり基本的な方針とすべくいくつかのキャリア発達についての理論を適用した。まず進路を考えるための情報を提供したり、学生自身が将来像を考えることを求めたりする際にはスーパーのライフ・スパンーライフ・スペースアプローチ(Super, 1980)を念頭に置くこととした。

学生は自身の進路選択を考える際にやりたい仕事を探すという考え方を強く持っていることが多い。キャリア教養学科では医療事務の仕事に就きたいので、関連資格を取得し、医療機関の求人を探そうと考えている、といった例が挙げられる。そのため他の進路には全く注意や興味を向けないのである。こうした固定観念によってキャリア選択の幅が狭まることのないように、スーパーのライフ・キャリアの虹を示しながら生涯の中には労働者という役割だけでなく、複数の役割があることを伝える。そしてそれを念頭にワーク・ライフバランスを考え、家庭人としての役割にリソースを当てることが出来るかどうかという考え方を教えていくことを授業の内容に織り込んだ。例えば進路が一般企業への就職を希望するのであれば、企業のことを調べる際に子育て支援制度が充実していることを厚生労働省が認定する「くるみん」認定を受けていたり、仕事と介護の両立を目指す「トモニン」を掲げていたりすることが判断の目安になること、福利厚生や年間休日数など業務内容以外の着眼点があることを学ぶ機会を繰り返し設けた。また医療事務を進路としたいと強く希望するなら、いずれ資格検定を受験するために働きながら勉強する必要性に迫られる、言い換えれば労働者と学習者の役割を同時に果たすことも考える必要があると予測されることなどを教えた。スーパーのアプローチについてはキャリア形成演習の授業内だけでは授業時間が不足するので、キャリア形成演習以外の科目、例えば1年次に開講されるキャリア心理学で理論的背景を説明している。

またキャリア選択を行っていくうえでは授業の課題の中で自己効力感を高めていくことができるようにすることを目指した。自己効力感とはある行動を行うときに、自分がそれをしっかりやることが出来ると感じられることである(Bandura & Schunk, 1981)。自己効力感のうち、進学や就職、自分のライフスタイルなど生き方や働き方などに関わる効力感

呼ばれる。キャリア自己効力感は経験によって高めることが出来、そしてキャリア自己効力感の高さはキャリアの選択肢を広げ、充実させる可能性を持つものである（高橋, 2016）。バンデューラは自己効力感を高めることが出来るのは次の4つとしている（Bandura, 1986）。①自分が何かを成し遂げたという遂行行動の達成、②他者の行動から学ぶモデリングによる代理的経験、③他者から繰り返し認められたり励まされたりすることで、認められた行動についての効力感が高まる言語的説得、④ある行動から生じる情動の体験によって自己効力感に影響が生じる情動的喚起の4つである。

そしてBandura（1986）の理論をキャリア発達に適用したLent, Brown, & Hacket（1994）はキャリア選択に関する社会的認知キャリア理論（Social Cognitive Career Theory: SCCT）を提唱している。SCCTではバンデューラの4つの情報源をもとに自己効力感を獲得することを学習経験と呼んでいる。また自己効力感とは自分が「それをできる」という感覚であるが、「それをしたらどうなるのか」という主観的な予測を結果期待という。結果期待は物理的成果、社会的成果、自己評価成果に分けられるが、自身が立てた目標を達成したことへの満足感である自己評価成果が得られるとそれが次の駆動へ努力を重ねる原動力となる（高橋, 2016）。安達（2002）は自己効力感に対してバンデューラのいう4つの情報源が影響を与えており、中でも個人が自身で達成した学習経験が有用であることを示唆している。つまり自身のキャリアを考え、選択していくためのキャリア教育という点から考えると、キャリア形成演習の授業を通じてキャリア自己効力感を養うことは不可欠であり、学生自身が課題に取り組みその成果を感じる課題を授業の中に組み入れ、授業を通じて自己効力感を高めていく工夫が求められる。

### 授業での実践例

キャリア形成演習Ⅰ～Ⅲでは基本的に授業を3つのセクションに分けて実施している。90分の授業のはじめにはほぼ毎行う一般常識としての漢字や数理課題、次に聞き取りメモ課題を実施し、その後各単元の内容を進める。ただしいずれもその時々の授業進行状況にあわせて柔軟に予定を変更しながら行っていた。

一般常識課題は短期大学の授業内容として適しているかどうかについては十分な検討が必要である。従来の大学では十分な学力がある学生が入学することが前提であった。しかし近年では学生の日本語力の低下が問題にされるようになってきた（佐藤, 2011）。本学でもそれは同様であり、入学後の学びを進める上でもその先のキャリアを構築していく上でも言語表現力を養成することが必要不可欠であった。大学での学びのために言語表現力を高めるには初年次教育や入学前教育で語彙を大量にインプットする必要があることが指摘されている（佐藤, 2011）。しかし語彙力を伸ばそうとする課題は高校までの学習内容の復習、すなわちリメディアル教育に含まれるような内容となる部分も含んでいる。

キャリア形成演習も当初はリメディアル教育に当たる内容を内包し授業を展開してきた。リメ

ディアル教育は大学における高等教育機関としての正課のカリキュラムに認められない内容であることが中央教育審議会の2008年答申に示されたため、単純に授業の課題とすることはできなくなった。そこで、現行の授業カリキュラムではリメディアル教材として学生に提供しているオンライン学修を長期休暇期間の課題として指定するなどの対応をしている。他に就職試験の対策問題集として市販されているものを学生に指定しこれを範囲として小テストを行うことを告知した。そして学生各自の自習を漢字などの確認小テストで確認するだけでなく、指定した問題集では触れていない言葉の意味を解説したり、類義語や対義語を紹介したりすることで語彙を増やしていく取り組みとし、大学での学修にプラスできる部分を加えることにしている。まず確実に分かる・できることを繰り返して小さな成功体験を積み重ね、学生の意欲を引き出すことが副次的な効果として期待できる。

また受講者の言語能力を伸ばすことを目的として聞きとりメモ課題と呼ぶ聴解課題を導入した。この課題は学生が作成したレポート等の文章作成の課題において助詞の選択ミスや、文の構造に問題が多かったために取り入れたものである。この課題の導入にあたっては2021年まで幼児教育保育学科に所属していた日本文学を専門とする上越教育大学助教の船城梓氏の助言があった。聴解課題を毎週実施することには正しい日本語を集中して聞き取ることを繰り返すことになり、その経験を持って文章作成能力の向上を図ることを目指してものである。言葉を聞く聴解は言語を処理する情報処理の重要な過程の一つであり、このトレーニングは日本語能力を伸ばすことが期待できるとされる (宮城, 2014)。そしてキャリア形成演習という授業の性格から、使用する題材をNHKのラジオニュースとし、5分以内の時事的トピックなどを使用することにした。時事的トピックを使用することで、例えば通常国会開会というニュースから国会の制度の解説などを行ったり、参議院議員選挙公示のニュースから有権者教育の内容へ展開したりするためである。また国際的なニュースから海外の情勢を解説したり、為替レート変動のニュースからその知識を確認したりすることもできる。ラジオニュースを聞きながらメモを取り、その後に要約をまとめることを課題とした。

課題に使用する用紙は常磐大学・常磐短期大学で授業のリアクションを記入するために用意されたA4縦の用紙を流用しており、15回の授業各回に5行ずつ記入欄が設けられている。授業の初回には課題の実施に先立って、聞こえてきた内容をすべてメモに書くのではなく、キーポイントとなる単語や後から想起しにくい数字などを書くことをOHCでスクリーンに投影しながら説明した。メモは1回の記入欄5行のうち2行を使用するように指導した。そしてメモをした単語をもとに文にまとめる際には主語述語の構造を先に作ることなど指導しながら残りの3行でまとめることを実演して解説した。この課題は授業でのノートテイキングのトレーニングも兼ねており、また社会に出た後に出た後に様々な場面で素早くメモ取りをするためにも役立つことを伝えて目的意識を明確にするようにした。

授業で実施した後は教員が板書する解答例と照合してメモを取るべきポイントと要約を確認し

てチェックと改善をおこなった。その後、ニュースの背景や内容についての時事的な知識などを教員が解説し、理解の促進を促した。こうした取り組みは1回ごとに大きな進歩はないが、セメスターを通じて反復練習をすることで成果が明らかになってくる。A4サイズ1枚の紙に集約してメモの記入と要約を行うことで自分自身の成長を確認ができ、自分の成長を目で確かめられることが自己効力感を高めることが期待できる。聴解の能力を伸ばすためには語彙的知識が不可欠であり（梅村, 2006）、先に述べた語彙を増やす一般常識的課題が相乗効果を発揮することが期待できる。

これらの課題等はキャリア形成演習Ⅰ～Ⅲを通して学生が自身の成長を確認し振り返ることが出来るように、同一のファイルに保管し保管するポートフォリオを作成するように指導している。ポートフォリオの活用は学生各自に委ねているが、自分の手元に今まで進めてきた学習経験がポートフォリオという形をもって保管されていることは学生の自己効力感を高める効果が高いと期待したためである。また各回の授業単元で配布した資料、各自が調べて作成した資料等も併せて保管し、提出する課題もコピーをとって保管しておくように指導をした。

さてキャリア形成演習で行われる課題は上記2つに加え、キャリア形成演習Ⅰでは導入教育に当たる課題、キャリア形成演習Ⅱでは自身のキャリアを考えるため自己理解を深める課題などを行った。これらの内容については授業の背景で述べた理論を背景に自己効力感が得られること、職業人だけでなく自分自身の他の役割も併せたキャリアを考えることを目的として、授業の各単元はスモール・ステップで課題を進めることを基本方針とした。スモール・ステップとはスキナーが提唱した学習理論における具体的方法論の一つであり、広く教育の場に応用されている方法論である。スモール・ステップ方式では行動を細分化し、容易な行動から難しい行動へと移行していくように目標設定を行っていく（Skinner, 1968）。キャリア形成演習の授業では具体的に達成可能な目標を掲げ、その目標を達成したら次に少しレベルを上げた目標をたてることを繰り返していくことになる。自己理解を進めることを大きな目標とするならば、その過程を小さなステップに分解しておく。各回の授業で小目標を達一つ達成し、それを次の小目標につなげていく達成を積み重ねが大きな目標につながることを実践し、学生の自己効力感を高め、同時に課題そのものを進めていく授業進行を基本とした。

例えばキャリア形成演習Ⅰでは導入教育の一環としてディベートを行っている。ディベート主題についての情報収集、収集した情報からの主張の構成、主張に対する反駁の構成など、ディベートの実施に至るまでの準備をいくつかの単位に分けて小目標を設定し、その達成を確認してから次の目標に進むように指導を行うなどスモール・ステップで課題を進めていく。またロードマップの作製をする課題では2年間の短大生活の展望を持つことを大目標に、それを完成するまでの仮定を小目標に分けた。ロードマップはB4サイズの記入用紙を用意し、初めの小目標は履修する授業、単位取得によって認定される資格などを記入することである。次に資格の検定試験への準備や就職活動の準備がいつごろから必要になるかなどを記入することを目標とし、短期大学

で過ごす2年間のスケジュールを俯瞰できるものとした。1年春セメスターの時点では予定を決めることが出来ない部分も当然多いが、スケジュールを大まかに把握することで短大生活のいつ頃に何をやる必要があるかという感覚をつかめる課題とした。

キャリア形成演習Ⅱでは自己理解をすることが授業の一つの柱となるが、大きな目標として提示するのが履歴書の完成である。履歴書には自己PRや自身が努力したことなど自分自身を理解したうえで文章表現する内容が集約されており、かつ学生にとって分かりやすい目標である。そこで文章として自分自身のことを記入する自己PR、学業以外に力を入れた事、自身の長所の3か所を記入することを中目標と設定した。さらにそれぞれの中目標を小目標に分解してから文章を作成するといった手順で授業の単元を進行していくのである。小目標の設定においては1回の授業時間内で完了できる量を目標とすること、またその時間内で全員ではなくともある程度までは添削指導まで完了でき、全員の添削指導が完了しない場合であっても提出された課題を次週に返却できるように進化した。

そしてキャリア形成演習Ⅲでは短期大学在学中の学生自身の活動経験を振り返り、かつ将来の展望を考えるための課題として進路に決定した企業について企業研究する課題を行っている。企業研究は就職活動の一環として採用応募の際に行われるものだが、ここでの課題は自分が卒業後に働く場としての観点から企業研究をすることである。そして自分自身の振り返りと展望であるだけでなく、1学年下の学生に向けてアドバイスを書くように求め、自分の進路先の企業を紹介することを想定するように指示をしている。これは自身が獲得した進路に対しポジティブな印象を抱くこと、短期大学卒業後のことに意識を向けること、そして自身が行った一連の進路選択を見える形でまとめることで進路選択という行動が達成したことを明らかにし、自己効力感を高めることが目的である。そして作成、提出された課題の中から抜粋したものを1冊の資料にまとめ、1年生に配布している。1年生は直近の学生の就職活動の様子を知り、そして進路選択の時期に何をすべきかという意識を持つ材料とすることができる。また直近の2年生が達成したことを代理的学習の対象として1年生自身の自己効力感を高めることが期待して行っているものである。

キャリア形成演習Ⅳは必修ではなく選択科目として2年生の秋セメスターに開講している。この時期に進路が未決定の学生は自己効力感が低くなっている傾向が強い。そこで改めて達成経験を重ねて自己効力感を高め、キャリア選択への動機づけが得られ、かつこれまでのキャリア形成の総仕上げになるよう、授業の課題を用意することにした。課題の目標は学生のキャリア決定の促進を図ることと、課題の達成による自己効力感の向上を目指すこと、そして各自のやるべきことを実際にPDCAサイクルを回しながら進めるトレーニングをして卒業後の社会においてそれを利用できるように学んでおくこととした。こうした目的に沿って授業の主たる課題は学生自身が毎回の授業で小目標を設定する。そして設定した小目標に対してどのように実施するかを計画し、翌週にどのように実施したかまとめ、実施した結果について自身で点検し、次の計画に向けて改善点があればそれをまとめる作業を行っている。この作業によっていわゆるPDCAサイクル

を自身の進路決定に適用することになる。また1週間の小目標を立てる際にはその達成度を目標値として設定しておく。そして1週間後の点検では自分の立てた目標の達成度を評価するとともに実際の達成度の評価を行って目標値と比較し次の計画に反映できるようにする。これらの一連の作業はgoogle classroomに用意した課題フォームで行い、記述された計画とその評価を個人ごとに1枚の用紙にまとめて毎回の授業で配布している。この配布の際には個別に計画と点検の内容、およびフォームで記載しなかった内容について個別指導を行い、フォームだけでは不足することを補うとともに学生個々の状況把握を行いながら学生の状況に合わせてフォローをしている。

### 今後のキャリア教育について

はじめに述べたようにキャリア教養学科は2022年度をもって募集停止することとなった。キャリア形成演習Ⅳを含めた体制は2021年から始まった最後のカリキュラムで整うこととなったが、その成果を検討するには至らなかった。また新型コロナウイルスのパンデミックという社会状況の激変によって授業の取り組み以外の要素が大きく変化し、効果が見にくくなってしまったことも問題であった。今後はこれらの取り組みを生かせる場が得られればその成果も含めて検証することが望ましいと思われる。

### 引用文献

- 安達智子 2002 進路に対する自己効力感の規定要因：Bandura（1986）による4つの情報源の比較、日本教育心理学会総会発表論文集 44（0）、138。
- Bandura & Schunk（1981）：学業成績に及ぼす自己効力の効果
- 中央教育審議会 2008 学士課程教育の構築に向けて
- 入江 仁之 2018 『「すぐ決まる組織」のつくり方ー OODAマネジメント』 フォレスト出版、2018。
- Lent, R. W., Brown, S. D., & Hackett, G.（1994）. Toward a unifying social cognitive theory of career and academic interest, choice, and performance[Monograph]. Journal of Vocational Behavior, 45, 79-122.
- 宮城幸枝（2014）関正明・平高史也（編）『聴解教材を作る』スリーエーネットワーク
- 佐藤尚子 2011 大学での学びに必要な語彙力の養成 リメディアル教育研究, 6（1）、6-9。
- Skinner, B.F.（1968）. The technology of teaching. Meredith Corporation
- Super, D. E. 1980 A life-span, life-space approach to career development. Journal of Vocational Behavior, 13, 282-298.
- 高橋浩 2016 キャリア自己効力感①ーバンデューラの4つの情報源, 職業相談場面におけるキャリア理論及びカウンセリング理論の活用・普及に関する文献調査, 独立行政法人 労働政策研究・

研修機構

梅村修 2003 日本語の聴解指導— 聴き取りを容易にする “知識” とは何か—, 帝京大学文学部紀要教育学, 28 : 117-143.

渡辺三枝子 (編著) 新版 キャリアの心理学 —キャリア支援への発達のアプローチ—, ナカニシヤ出版, 2018

# キャリア教養学科における業界研究バスツアーの実施報告

笹瀬佐代子

## 1. はじめに

本学キャリア教養学科において、1年次秋 Semester でのキャリア支援センターによる就職支援プログラムの中でも、バスツアーでの業界研究は実際に企業を訪問するという特色を、COVID-19（以下コロナと称す）前は持っていた。筆者が関わった2018年度から2021年度の4年間について報告を行うこととする。なお、2020年度からはオンライン開催になっているが、開催目的は同じであり、全体を「業界研究」、個別的説明の場合には「業界研究（バスツアー）」「業界研究（オンライン）」と呼ぶことにする。

## 2. 業界研究の概要

### (1) 目的

実際の企業の様子や仕事について理解を深めることを目的とする。就職活動を本格的に取り組む直前のキャリア教養学科1年生対象に、企業を訪問する短期大学単独の企画である。

### (2) 開催時期

コロナ前では毎年1月に当時の大学入試センター試験（現大学入学共通テスト、以下共通テストと称す）の前日の金曜日に実施し、午前1社、午後1社、1日で計2社を訪問した。

コロナ後はオンライン実施となり、共通テストの前日ではなく、授業とは別の時間や授業時に開催している。オンライン実施であれば、開催日時の自由度が上がったと言える。

1月の時期に開催する意義は、次のとおりである。

第一に学生個人への就職活動に対する自覚を促すことができるから。

秋 Semester 定期試験が終了すれば本格的に企業が採用活動に入る。そのための準備となる。

第二に「1月に仲間と体験する」ことで一般の企業説明会への不安を取り除くことができるから。

第三に、企業側のメリットが考えられる。1月半ばは学生の授業終了・試験開催という大学の授業日程から、企業にとって採用活動手控えの時期である。しかし、本学科単独であれば、参加

者募集は大学が行うため、手間は省けたうえで研究会は開催できる。

### 3. 実施報告

#### (1) 実施日・方法・企業・参加人数

実施日、方法、企業、参加人数を年度別にまとめ、表1に示した。

表1 バסטツアーの実施日時、方法、企業、内容、参加人数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実施日時	2019年1月18日 (金) 9:30～16:00	2020年1月17日 (金) 9:30～16:00	2021年1月28日 (木) ①10:30～11:30 ②13:30～14:30	2022年1月13日 (木) 1限 「キャリア形成 演習Ⅱ」授業内 9:15～10:15
方法	バスツアー	バスツアー	オンライン (Zoom)	オンライン (Zoom)
企業	①JR 東日本(株) 水戸支社 (運輸業) ②イオンリテール (株) イオンモール 水戸内原 (総合小売業)	①JR 東日本(株) 水戸支社 ②リコージャパン (株)茨城支社水戸営 業所 (卸売業)	①JR 東日本(株) 水戸支社 ②(株)青山製作所 茨城工場 (自動車部品製 造業)	JR 東日本(株) 水戸支社
内容	①業界・企業説明、 若手社員の体験 談、社員との座談 会 ②業界・企業説明、 若手社員の体験 談、職場見学	①業界・企業説明、 若手社員の体験 談、社員との座談 会 ②業界・企業説明、 若手社員の体験 談、職場見学	①業界・企業説 明、若手社員の体 験談、 ②業界・企業説 明、若手社員の体 験談	①業界・企業説 明、若手社員の体 験談、
学生参加 人数	25人	25人	9人	45人

(2) 業界研究での説明内容

業界研究では、学生に以下の内容の説明があった。

①業界・企業説明

どの企業であっても、業界やその企業の現状、将来、入社後の仕事内容、求められる人材像や思考等について説明があった。

求められる人材像について、JR東、イオンリテール、青山製作所について表2にまとめた。様々な表現であるが、3社に共通する人材像は、「協調性」「自分で考えて動く」の2点である。

表2 求められる人材像

	JR 東日本	イオンリテール	青山製作所
業界に求められる人材		(小売業に求められる思考) 「イオンの仕事とは人の心理を理解し、表現すること」から ① 左脳的思考でお客様の行動や消費を科学的論理的に導きだす ② 右脳的思考で感性やセンスをもとに生み出す	
企業に求められる人材	1. チームワークができる 2. ボトムアップの社風で仕事ができる人⇒自ら動ける人 3. 仕事にやりがいを見つけられる人 4. 感謝ができる人	お客様視点で自立的に考え、変革行動ができる人材 1. 「人とのつながり」のなかで働けます 2. 「向上心」を持って取り組みます 3. 「チャレンジ」をし続けます	1. 協調性がある 2. 自分で考えていく

## ②若手社員の経験談

人事担当者の説明のほかに入社から3～5年を経た若手社員の経験談が語られた。入社した経緯、入社後の仕事内容が主である。

## ③グループに分かれての社員との懇談会

企業の一通りの説明が終わった後、人数が多い場合、学生・ベテラン社員・若手社員が2～3のグループに分かれ、社員の話を聞きながら、学生の質問を受けるグループに分かれて社員との懇談会を行った。講義形式の説明よりも、社員から率直な話を聞くことができた。

## ④グループでの問題解決作業

また、懇談会ではなく、グループで話し合い、結果を公表する問題解決の方法をとることもあった。この場合は聞く力とともに質問する力、そして問題解決能力が問われた。学生は問題解決をするために、経験から培われた能力をその場で発揮する必要があると考えられる。

## ⑤職場見学

職場見学ができたのは、2018年度のイオンと2019年度のリコージャパンのみである。

### ⑤-1 イオン

イオンは、バックヤードを見学した。この見学により、顧客（消費者）から見えない部分の従業員（販売者）の行動や仕組みを、学生は知ることができた。

何事も準備8割と言われるが、バックヤードも従業員にとって効率的な仕事を行う上で重要である。動線に無駄のないように工夫がなされていた。

### ⑤-2 リコージャパン

リコージャパンのオフィスは、まさに快適なオフィススタイルの見本の一つであった。リコージャパンは自社で実行しているスタイルを、他社に問題解決として勧めていることもあり、商品見本として考えていることがわかる。

## (3) レポート

2018年度から2020年度は、業界研究が希望者のみであったため、参加学生に業界研究実施後のレポートの提出を求めなかった。

2021年度は業界研究を授業内に行い、参加者に業界研究実施後のレポート提出を求めた。実施した企業はJR東日本1社である。

レポートの課題は、i 鉄道のほかの事業内容、ii 5つの理念、iii 将来ビジョン、iv 水戸支社の管轄地域、v 水戸駅の駅ビルについて、vi 就職希望と仮定して希望の事業の仕事と理由、vii 印象に残った友人の質問、viii 12月の企業研究会の参加度、ix インターンシップの参加度の9項目で、1週間以内に提出とした。この質問項目は、ホームページで調べてわかること、企業説明に含まれている事項から企業理解に役立つことを抽出した。レポートは一括回収後、担当の先生方に配布した。

レポートではないが、2019年度実施のリコージャパンでは、企業が準備したメッセージカード

に、就職したい企業像について学生が無記名で記入し提出した。カードのコピーを、キャリア支援センター経由でいただいた。その意見を表3に示した。

表3 学生はどのような企業に就職したいか（リコージャパンでの質問）

区分（）は人数	意見
仕事のやりがい (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事をする事によって誰かの笑顔の理由になれ、「ありがとう」を大切にできる、当たり前を普通と感じない仕事をしたい。</li> <li>・職種にもよるが、自分にしかできない仕事として誇りとやりがいを感じることができたらよいと思う。多少なりとも生きがいを感じたい。</li> <li>・女性がもっと活躍できる会社。</li> </ul>
自己の成長 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の人間としてのスキルを養える職場に入社し、人間関係の幅を広げたい。</li> </ul>
職場環境（雰囲気） (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰か一人でも自分勝手に行動してしまうと、まとまらないので、全員が全員を思いやりながら仕事をすると、コミュニケーションも取れて、全員楽しく仕事できるのが一番だと思います。全員が楽しい仕事場が理想です。</li> <li>・一人で仕事を抱え込む人がいない職場があればよい。仕事以外にも一緒にスポーツなどをやったら、また違う一面が見られると思います。</li> <li>・仕事とはいえ、職場で楽しく自分らしく生き生きとした空間で働きたい。自分を出せる会社であると嬉しいです。</li> <li>・社内の人たちが仲が良くあたたかい雰囲気のある会社がいいなと思いました。</li> <li>・社員全員が働きやすく、長く続けていけるような会社がとても良いと思います。</li> <li>・Waku Wakuさんの活動（企業説明中での組織を活性化させる活動）はどれも素晴らしい働きやすい職場だけでなく、社員のモチベーション向上につながっていると思う。</li> </ul>
職場環境（条件） (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の母は会社でほぼ毎日残業していて大変そうです。残業時間が少なく、家事と両立できる会社で働きたいです。</li> <li>・親の姿を見ていて、家族の時間を作ってくれることが嬉しいので、残業が少ない会社で働きたい。</li> <li>・ワークライフバランスがしっかりしている会社。自分のプライベートも仕事もきちんと時間が取れたら良いと思います。</li> <li>・福利厚生が整っていて、社員全員が働きやすい会社</li> <li>・職場に子どもを連れてきて、同じ空間で過ごせる会社</li> </ul>

学生の意見を、「仕事のやりがい」「自己の成長」「職場環境（雰囲気）」「職場環境（条件）」の4つに区分した。最も多いのが6件の「職場環境（雰囲気）」であり、次が5件の「職場環境（条件）」である。1日の長い時間を職場で過ごすため、人間関係が良く、内部での協力が得やすい職場を求めている。いわゆる「心理的安全性」を求めていると考えられる。

また、家族の苦勞を感じているがゆえに、残業がなく仕事とプライベートが両立できる働き方も希望している。これはコロナ禍以前の意見である。現在は企業の働き方も変化し、学生が希望する働き方も変化しているとみられる。

#### 4. 考察

業界研究は、企業を訪問して実際の事業所の様子や仕事について理解を深める企画である。

業界研究では、学生が説明を受けるだけでない。若手社員の話、グループでの懇談会、職場見学などの様々なプログラムにより、その企業での仕事や雰囲気を学生が感じることができた。学生が、就職でのミスマッチを防ぐとともに、やりたい仕事への発見につながると考えられる。やりたい仕事が見つければ、個別の企業説明会、職場見学で雰囲気を確認できる。

また、求められる人材についての話から、「協調性」と「自分で考えて動く」という共通事項が見られた。これらは通常の授業で教員・学生がともに意識すれば伸ばすことができる。

以上から、業界研究により実際の企業の様子や仕事について理解を深めることの目的は果たせていると考えられる。

さらに業界研究の果たす役割を明確にするならば、オンラインでの必修科目授業内での実施とレポートによって、参加学生への学びを測ることができる。

業界研究に参加し、この実施時期に企業に就職できた学生との関連も業界研究の成果とすれば、2018年度実施（2020年3月卒業）のJR東日本に1名いる。

また、業界研究参加にあたり、簡単な事前学習、事後学習で学びを深められる可能性がある。例えば事前学習は、常磐大学・常磐短期大学で共通に使用されるキャリア支援の教材であるQLIO内の企業研究欄（企業理念、売上高など）をホームページで調べることと学生自身が大事なことは何か（給料、仕事内容、残業なしの条件、雰囲気など）を知って業界研究に臨めば、学生は企業の説明などをより真剣に受け止めることが可能である。

事後学習は、企業の説明を受けて、学生自身が重要視していることについてその企業ではどのような状態か知り、学生が自分の考えの変化や気づきを確認する機会となる。

自分自身の考えの変化や気づきを得られることから、一般の企業説明会に参加するときの事前・事後学習の重要性を伝えるべきであったと考えられる。

**謝辞** 業界研究の実施については、キャリア支援センターの担当者の多大なる実務によって実現できたものと感謝する。

# 法情報サービスは司書課程でどのように教えられているのか －「図書館に関する科目」(司書科目)における法情報サービスの位置づけ－

高池 宣彦

## 1. 目的と背景

本研究の目的は、「図書館に関する科目」(司書科目)で法情報サービスがどのように教えられているのかを明らかにすることである。

2001年の「司法制度改革審議会意見書」で、新たな法曹養成機関としての法科大学院(ロースクール)設置、司法試験の改革、裁判官の人事制度の見直し、国民の司法参加の新たな制度等が提言された<sup>1</sup>。その後、法教育が小学校では2011年度から、中学校では2012年度から、高校では2013年度から順次実施されている<sup>2</sup>。2012(平成24)年に文部科学大臣が告示した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準<sup>3</sup>」にも、「法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供」が示された。

一方、指宿(2009)<sup>4</sup>は、市民に対する法情報サービス機能や体制について十分に確立されていない、法情報に関する専門職としてサポートする「ロー・ライブラリアン(法律図書館司書)」は、日本ではこれまでほとんど確立された職種とされてこなかった、と指摘している。また、法情報サービスの実施率は、全国公共図書館協議会の調査結果(2016)<sup>5</sup>によると都道府県立図書館では93.6%だが、市区町村立図書館では28.9%にとどまっている。

## 2. 先行研究

図書館の法情報サービスを対象としている論考を以下に述べる。奥村(2008)<sup>6</sup>は公共図書館での法律情報サービスを解説しており、指宿ほか編(2009)<sup>7</sup>は、法情報について、図書館や図書館員が果たしうる役割について考察している。日置(2010)<sup>8</sup>は、国内の公共図書館における法情報提供サービスの事例を紹介した上で、「法情報のアクセス拠点としての役割を全うするためにも、公共図書館の職員の積極的な取り組みを期待したい<sup>9</sup>」としている。ロー・ライブラリアン研究会ホームページ調査の会(2015)<sup>10</sup>は、公共図書館ウェブサイトを調査し、図書館が提供する「法情報」を、パスファインダー・商用データベース・無料法律相談や講演会等イベント開催・関連

2023年1月31日受付

TAKAIKE Norihiko キャリア教養学科・助教(図書館情報学)

機関情報に類型化した。全国公共図書館協議会 (2016)<sup>11</sup>は全国の公立図書館における課題解決支援サービスの全体像や実態を明らかにする調査を行い、岩隈 (2016)<sup>12</sup>は公共図書館における法情報提供のあり方を論じている。指宿 (2016)<sup>13</sup>は、法情報の定義や法情報の提供サービスの主体としての図書館を論じている。笠 (2020)<sup>14</sup>は、公共図書館における法情報サービスの歴史を報告した上で、「2000年代以降において、課題解決支援などの特色のある法情報サービスに取り組む公共図書館が現れた<sup>15</sup>」としている。

しかし、法情報サービスを司書課程でどのように教えているかについて深く探究した研究は管見の限り見当たらない。図書館情報学教育における「法情報提供サービス」の位置付けを検討した宍戸 (2016)<sup>16</sup>があるが、研究会発表のため、発表内容は公開されていない。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2012)にあるとおり、図書館で「法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供<sup>17</sup>」を実現するのであれば、司書課程での教育も重要である。

そこで本研究では、「図書館に関する科目」(司書科目)で法情報サービスがどのように教えられているのかを明らかにすることを目的とする。

### 3. 方法

#### 3.1. 本研究の方法について

本研究の目的を達成するために、以下の3点を検討する。(1)「法情報」の種類を整理した上で、社会から要請される法情報サービスについて検討する。(2)法情報サービスの実態を調査する。(3)「図書館に関する科目」(司書科目)の教科書・テキストとして出版されている文献を対象に内容分析を実施する。具体的には各教科書の本文中において法情報サービスへの言及の有無、及びその内容について分析する。

#### 3.2. 「図書館に関する科目」の概要と変遷

本研究で調査対象としている「図書館に関する科目」とは日本の大学および短期大学における司書課程の科目である。司書資格を取得する基本的な機会として、2008年の「図書館法」改正により、大学における「図書館に関する科目」の履修が主となり、2012年には「図書館施行規則」の一部が改正され、「図書館に関する科目」が13科目24単位に改められた<sup>18</sup>。「図書館に関する科目」は、「図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切<sup>19</sup>」であるとされている。

#### 3.3. 対象教科書・テキストの選定

表1は、2012年「図書館施行規則」の一部改正による「図書館に関する科目」の新旧比較表である。「法情報」の定義について、指宿 (2009)は、「議会で制定された法律を中心とした法令情

報」と「司法によって生み出される判決などの判例情報」を一次的法情報とし、一次的法情報を解説した文献を補助的法情報（二次的法情報）としている<sup>20</sup>。そこで本研究の目的のために、「図書館に関する科目」のうち、科目選定を行い、以下の科目を対象とした（表1の下線科目）。なお、改訂版が出版されている場合については最新版のみを対象とした。

「図書館サービス概論」は「図書館サービスの考え方と構造の理解を図り、資料提供、情報提供、連携・協力、課題解決支援、障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービス、著作権、接遇・コミュニケーション等の基本を解説する<sup>21</sup>」科目で、改正前の名称は「図書館サービス論」で、法情報サービスに関わりがある。

「情報サービス論」は「図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等のサービス方法、参考図書・データベース等の情報源、図書館利用教育、発信型情報サービス等の新しいサービスについて解説する<sup>22</sup>」科目であり、改正前の対応科目は、「情報サービス概論」である。

「情報サービス演習」は、「情報サービスの設計から評価に至る各種の業務、利用者の質問に対するレファレンスサービスと情報検索サービス、積極的な発信型情報サービスの演習を通して、実践的な能力を養成する」科目で、「レファレンスサービス演習」と「情報検索演習」が発展的に統合された<sup>23</sup>。

「図書館情報資源概論」は「印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する<sup>24</sup>」科目で、「図書館資料論」と「専門資料論」の主題部門別の資料の知識の一部が組み入れられて整理統合されている<sup>25</sup>。

対象とした各教科書の書誌事項については4章の表内と注に示している。

表1 「図書館に関する科目」新旧比較表  
(太字、下線は筆者による)

	科目名 (改正前)	科目名 (改正後)
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論
	図書館概論	図書館概論
		図書館情報技術論
	図書館経営論	図書館制度・経営論
	<u>図書館サービス論</u>	<u>図書館サービス概論</u>
	<u>情報サービス概説</u>	<u>情報サービス論</u>
	児童サービス論	児童サービス論
	<u>レファレンスサービス演習</u>	

	<b>情報検索演習</b>	<b>情報サービス演習</b>
	<b>図書館資料論</b>	<b>図書館情報資源概論</b>
	<b>専門資料論</b>	
	資料組織概説	情報資源組織論
	資料組織演習	情報資源組織演習
選択科目	図書及び図書館史	図書館基礎特論
	資料特論	図書館サービス特論
	コミュニケーション論	図書館情報資源特論
	情報機器論	図書・図書館史
	図書館特論	図書館施設論
		図書館総合演習
		図書館実習

出所：これからの図書館の在り方検討協力者会議（2009）<sup>26</sup>

#### 4. 結果・考察

##### 4.1. 社会から要請される図書館の法情報サービスの検討

###### 4.1.1. 法情報の種類と主なアクセス先

法情報は概ね「一次的法情報」と「二次的法情報」に分類される。表2に法情報の種類と主な入手先を整理した<sup>27</sup>。市民が官報の過去記事や判例集を閲覧したい場合には、地域の公共図書館を利用することもあり、家事事件と呼ばれる離婚問題や、遺産や借金に関わる民事事件、税金に関わる税法分野や起業のための会社法分野など、幅広い法律分野において図書館が提供する法情報のニーズは高いといえる<sup>28</sup>。また、一次的法情報そのものの意味や内容を直ちに理解するのは困難なので、解説や解釈を提示する二次的法情報へのアクセスも必要である。一次的法情報を理解する上では書籍や逐次刊行物に接することが重要で、図書館はこうした二次的法情報の提供にも重要な役割を果たすことが期待されている<sup>29</sup>。さらに、法律の専門家からの「地域の図書館はアクセスポイントとしても絶好のものであり、法律関連図書の充実を図ることができれば、地域の人々の多様な法的ニーズに応えるリソースとして活躍することが期待できる」という意見もある<sup>30</sup>。指宿（2016）が指摘するとおり、「法情報へのアクセス機会を提供する図書館の役割は未だに大きい<sup>31</sup>」といえる。

表2 法情報の種類と主な入手先

区分	種類	主な入手先
一次的 法情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法府の作る「法律」</li> <li>・司法府の作る「判例」</li> <li>・行政府の作る「政令」「省令」</li> </ul>	ウェブ情報源 <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Govポータル（無料）</li> <li>・裁判所ウェブサイト（無料）</li> <li>・商用法情報データベース（図書館）</li> </ul> 紙媒体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・官報（図書館）</li> <li>・法令集（図書館）</li> <li>・公的判例集（図書館）、私的判例集（図書館）</li> </ul>
二次的 法情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次法情報に関する解説などの公的資料（法案提出理由や趣旨説明など）</li> <li>・法情報を解説した文献・資料</li> <li>・法情報検索ツール</li> </ul>	ウェブ情報源 <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所ウェブサイト（無料）</li> <li>・商用法情報データベース（図書館）</li> </ul> 紙媒体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・逐条解説書・コンメンタール（図書館）</li> <li>・法律学の教科書・参考書・研究書・解説書などの私的な出版物（図書館）</li> <li>・法律専門雑誌のような逐次刊行物（図書館）</li> </ul>

出所：指宿（2009）<sup>32</sup>、指宿（2016）<sup>33</sup>、いしかわ（2016）<sup>34</sup>、指宿（2022）<sup>35</sup>、ロー・ライブラリアン研究会（2022）<sup>36</sup>を基に筆者作成。

#### 4.1.2. 社会からの要請

表3には図書館サービスに関する文書と社会からの要請に関わる部分を抜粋した。これらの共通点は、情報へのアクセス保障と教育支援がある。

表 3 図書館サービス関連文書

図書館サービス関連文書	抜粋
図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号)	土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意 <sup>37</sup>
ユネスコ公共図書館宣言 (1994 年)	公共図書館の使命 ・あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。 ・市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする <sup>38</sup> 。
図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂	図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない <sup>39</sup>

次に表4に図書館関連文書における法情報サービスへの言及を示す。ここでは、主として法情報の提供の必要性が述べられているが、「学び」を支援するという観点もある。高橋 (2003) は、日本の図書館での法情報サービスの必要性について、オーストラリアで一般人対象に法情報サービスを提供しているLegal Information Access Centre (LIAC)の思想「基本的な権利としての法情報へのアクセス」と「クオリティ・オブ・ライフの向上」の事例を紹介した上で、日本の図書館での法情報サービスの必要性について述べている<sup>40</sup>。

表 4 図書館関連文書における法情報サービスへの言及

文書名	言及箇所抜粋
図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、地域の情報ハブとしての図書館：課題解決型の図書館を目指して。2005 <sup>41</sup>	公共図書館に期待される取組課題の候補として <b>法務情報提供</b> (個人・地域社会に対する <b>法律関連情報の提供</b> )
これからの図書館の在り方検討協力者会議。これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして。2006 <sup>42</sup>	課題解決支援には、行政支援、学校教育支援、ビジネス (地場産業) 支援、子育て支援等が考えられる。そのほか、医療・健康、福祉、 <b>法務</b> 等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた <b>情報提供サービス</b> が必要である。

東京都立図書館協議会、 調査研究図書館における サービスのあり方について、 2006 <sup>43</sup>	さらに近い将来、わが国の公共図書館が大きな役割を担う領域と目されているのが「 <b>法律情報サービス</b> 」である。(中略)法律の解説書や判例等の <b>法律情報</b> を提供する身近な窓口として公共図書館が注目されることは間違いない。もちろん、裁判員制度だけでなく、日常生活における様々な場面で「 <b>法</b> 」と出会う機会が増し、法律に関する資料がよりいっそう求められるようになると思われる。それだけに一般市民にとって信頼できる「 <b>法</b> 」の相談窓口として図書館が機能しなければならない。
東京都教育委員会、都立 図書館改革の具体的な取 組み、2006 <sup>44</sup>	<b>法律情報</b> は、都民の日常生活における課題の解決に不可欠のものとなっています。すでに実施を始めた <b>法律情報サービス</b> をより一層充実させ、裁判所や弁護士団体等、法律に関係する外部専門機関と連携しながら、資料や情報をわかりやすく提供していきます。また、裁判員制度等についても資料や情報を提供し、都民の「学び」を支援します。
文部科学省、図書館の設 置及び運営上の望ましい 基準、2012 <sup>45</sup>	<b>法律・司法手続</b> 等に関する資料及び情報の整備・提供

#### 4.1.3. 法教育

法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育<sup>46</sup>」である。本研究での「法教育」とは大村（2015）の言う、市民の育成が目的の狭義の法教育を指す（図1）<sup>47</sup>。

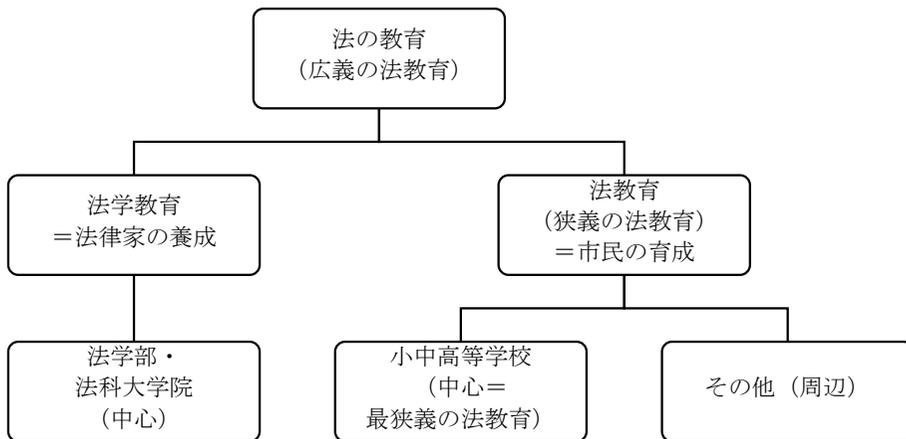


図1 法教育と法学教育

出所：大村（2015）<sup>48</sup>

表5に法教育に関わる主な動きを示す。

表5 法教育に関わる主な動き

年月	事項
2001年6月12日	司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』
2002年3月19日	司法制度改革推進計画（閣議決定）
2003年9月22日	法務省・法教育研究会第1回会議
2004年11月4日	法教育研究会報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—』
2005年5月	法務省・法教育推進協議会発足
2006年12月	新教育基本法公布・施行
2008年3月28日	小・中学校学習指導要領改訂
2009年3月9日	高等学校・特別支援学校学習指導要領等改訂
2009年度	小・中学校で改訂学習指導要領先行実施（総則等、算数、数学、理科）
2009年5月	裁判員制度開始
2010年度	高等学校で改訂学習指導要領先行実施（総則等）
2011年度	小学校で改訂学習指導要領全面实施
2012年度	中学校で改訂学習指導要領全面实施
2013年度	高等学校で改訂学習指導要領、平成25年度入学生から学年進行で実施

出所：江澤（2014）<sup>49</sup>を基に筆者作成。

江澤（2014）は、法教育のための条件整備に関して、「一般市民を対象とした法教育における図書館の情報支援・提供活動とローライブラリアンの役割を参考にすると、学校図書館の機能を改めて検討する必要もあろう<sup>50</sup>」と述べている。さらに岡田（2008）は「法情報リテラシーの教育は、既にコモン・ロー諸国の公共図書館でもシティズンシップ教育の一部として行われている」とし、「社会の構成員の多様化がすすむ中で今後日本の公共図書館でも同様の取組みが求められることが予想される<sup>51</sup>」と述べている。山賀（2016）は、「図書館が法教育に関する情報を得ることができる場であり、また同時に、法教育の一步先を考えることができる場として、とても大事な、欠かせない存在であると考えます」と述べている<sup>52</sup>。

## 4.2. 法情報サービスの実態

もともと弁護士事務所や企業のサーチャーは、仕事上で必要とする法情報を検索するために、専門書や商用データベースを利用してきた<sup>53</sup>。2001年11月に司法制度改革推進法が成立し、公的機関によるウェブサイト開設が進むと、一般の人々がさまざまな問題解決のために法令に関するインターネット情報資源を活用することも珍しくなくなってきた<sup>54</sup>。従来、公共図書館のレファレンスサービスでは、法律相談には応じられないとされてきたが、法令や判例を調べたいというニーズに応えられるような体制作りが行われるようになってきた<sup>55</sup>。

法情報サービスを図書館員の観点から整理した構成図を図2に、法情報サービスの種類を表6に示す。図書館員は①蔵書構成、②直接サービス、③イベント開催の3種類で利用者に法情報サービスを提供する。公共図書館は他館種と比べ利用者層が広いと、蔵書構成だけでは利用者のニーズに応えることが難しい。利用者のニーズと蔵書構成との間にできたギャップは、②直接サービスや③イベント開催によって埋めることができる<sup>56</sup>。法情報サービスでは特に図書館外の情報資源の活用と専門家との協力が重要になる。

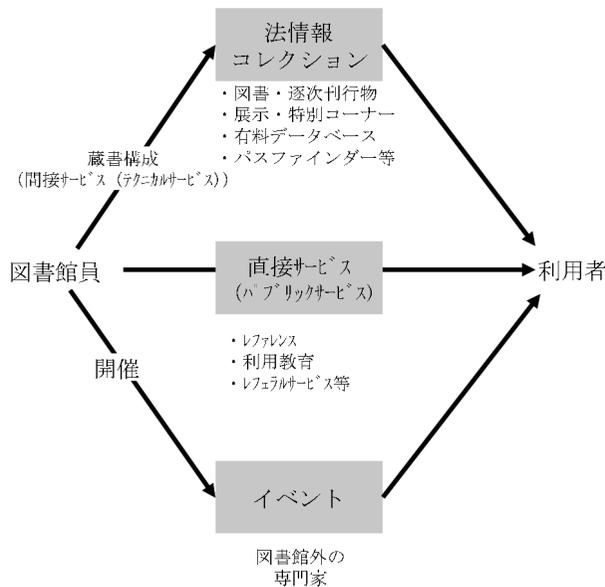


図2 図書館の法情報サービス構成図

出所：筆者作成

表 6 法情報サービスの種類

テクニカルサービス (間接サービス)	法情報資料の収集
	法情報関係機関の利用案内、イベント情報等の提供
	法情報コーナーの設置
	法情報企画展示の設置
	オンラインデータベースの提供
パブリックサービス (直接サービス)	バスファインダー・資料リスト等を提供
	法情報のレファレンスサービス
	オンラインデータベースの講習会を開催
	関係機関と連携して相談会を開催
	講座・イベント・セミナーを開催
	セミナー、シンポジウム等を開催
	レフェラルサービス
非来館型サービス (遠隔利用サービス)	

出所：全国公共図書館協議会編 (2016) <sup>57</sup>を基に筆者作成

レファレンス協同データベースにおいて、日本十進分類法の分類番号で「32法律」が付与されているレファレンス事例は2,372件ある (2023年1月時点)<sup>58</sup>。東京都立図書館のウェブサイトでは法律情報サービスを実施している図書館として、葛飾、北、中央、あきる野、多摩、調布、西東京 (中央)、東村山、町田、都立中央を挙げている<sup>59</sup>。

全国公共図書館協議会の調査 (2016) による各種課題解決支援サービス実施割合を表7に示す<sup>60</sup>。法律情報に係るサービスを実施しているのは、都道府県立図書館では93.6%、市区町村立で28.9%と、同報告書で「市区町村立の実施率は他のサービスと比べて最も低い<sup>61</sup>」ことが指摘されている。

表 7 各種課題解決支援サービス実施状況

	都道府県立図書館	市区町村立図書館
ビジネス情報	95.7%	40.9%
健康・医療情報	89.4%	42.6%
<b>法律情報</b>	<b>93.6%</b>	<b>28.9%</b>
行政支援	76.6%	42.0%

出所：全国公共図書館協議会編 (2016) <sup>62</sup>を基に筆者作成

「公立図書館の実態に関する調査研究報告書」(2016) では、「ビジネス支援は比較的成果の見えやすい領域といえるかもしれない。一方で、司法や行政領域に対する図書館活動の貢献はほと

んどないか、または貢献があっても分かり難いものとなっているのだと推測される<sup>63</sup>」とあり、実施側の困難さが伺える。吉井（2022）は、法（律）情報サービスが、ビジネス支援サービスや健康医療情報サービスに比べると図書館業界の中での盛り上がりは弱いことの原因として、多くの住民は日常生活で法律を意識する機会は少ないことを指摘している。

### 4.3. 「図書館に関する科目」の「教科書・テキスト」での扱い

#### 4.3.1. 図書館サービス概論

表8は「図書館サービス概論」の教科書で法情報サービスが言及されている箇所を抜粋したものである。6冊中5冊で「課題解決型支援サービス」の枠組みの中で法情報サービスが取り上げられている。

図書館サービス概論（樹村房, 2019）、事例で学ぶ図書館サービス概論（青弓社, 2022）では、法情報サービスが行われる背景として、2004年の法科大学院の開設、2006年の日本司法支援センター（法テラス）の設置、2009年の裁判員制度などに代表される司法制度改革を挙げている<sup>64,65</sup>。残り1冊では、情報提供サービスの枠組みの中で、「法律情報など専門情報の提供<sup>66</sup>」が取り上げられている。

用語は、6冊中2冊が「法律情報提供サービス」、残りがそれぞれ、「法律情報サービス」、「法律情報など専門情報の提供」、「法務情報支援」、「法務等に関する情報」が用いられている。

表 8 図書館サービス概論の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

教科書書誌	言及箇所抜粋
図書館サービス概論. 第2補訂版, 学文社, 2022, (ライブラリー図書館情報学) <sup>67</sup>	第5節 課題解決支援サービス その他、医療・健康、福祉、 <b>法務等に関する情報</b> や地域資料など、地域の実情に応じた資料や情報の提供も、課題解決支援に該当する。
事例で学ぶ図書館サービス概論. 青弓社, 2022 <sup>68</sup>	第7回 課題解決型支援サービス 第5章 <b>法律情報サービス</b> 1 <b>法律情報サービス</b> がおこなわれる背景など 2 <b>法律情報サービス</b> の概況 3 鳥取県立図書館の事例
図書館サービス概論. 樹村房, 2019 <sup>69</sup>	7章 課題解決支援サービス 4.公共図書館における課題解決支援サービスの実践例 <b>(3)法律情報提供サービス</b>
図書館サービス概論. ミネルヴァ書房, 2018 <sup>70</sup>	第6章 情報提供サービス また医療情報、 <b>法律情報など専門情報の提供</b> 、ビジネス支援、就職支援や子育て支援など、普遍的な情報提供の域を超えてそれぞれのコミュニティの状況に向き合った課題解決支援型サービスを実施する図書館も増えてきている

図書館サービス概論. 学 文社, 2018, (ベーシック 司書講座・図書館の基礎 と展望) 71	第6章 課題解決支援サービス 第3節課題解決支援サービスの多様化 表6-1課題解決支援サービスの類型 <b>法務情報支援</b> 裁判員制度開始をきっかけに生まれた。日常 の法律問題にも対処
図書館サービス概論. 学 芸図書, 2013 <sup>72</sup>	第5章 直接サービス (パブリックサービス) の種類 5.5課題解決支援サービス 3) <b>法情報提供サービス</b>

#### 4.3.2.図書館サービス論 (2012年改正以前)

「図書館サービス論」の教科書では、ほぼ法情報サービスは言及されていない。表9は法情報サービスに関連が近い箇所を示した。図書館サービス論 (東京書籍, 2009) では、「これからの図書館像」が引用されているが、課題解決支援の例としては、ビジネス支援サービス、医療・健康情報サービス、行政支援サービス等が挙げられている。「表8図書館サービス概論の教科書における法情報サービスの言及箇所」と比較すると、改正後に法情報サービスの言及が増加していることが明らかである。これは「4.2.社会から要請される図書館の法情報サービスの検討」で示した、社会からの要請や、図書館のサービス実態が反映されている。それでは、改正以前に図書館で法情報サービスが行われていなかったかということ、そういう訳ではない。笠 (2020) が指摘するとおり、一般的な資料提供サービスやレファレンスサービスの中で、公共図書館は法情報サービスを実施してきたと考えられる<sup>73</sup>。

表9 図書館サービス論 (2012年改正以前) の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

教科書書誌	言及箇所抜粋
図書館サービス. 学 文社, 2011 <sup>74</sup>	第9章 利用対象者別の図書館サービス 1 生涯学習社会および少子高齢社会を支援する図書館サービスのあり方 2 児童サービス 3 ヤングアダルトサービス 4 成人サービス 5 高齢者サービス 6 多文化サービス 7 特別な支援を必要とする者へのサービス 8 アウトリーチ
図書館サービス論. 教育史料出版会, 2011 <sup>75</sup>	これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして- (報告) 概要(平成18年3月)  <b>【課題解決支援の例】</b> 行政支援、学校教育支援、ビジネス支援、子育て支援など

図書館サービス論. 日本図書館協会, 2010 <sup>76</sup>	情報提供 UNIT34 地域における情報拠点 「地方行政ならびに地方議会に関連した資料や情報、すなわち、地方政府資料がある」
図書館サービス論. 東京書籍, 2009 <sup>77</sup>	第4章 ニーズに沿ったサービスの展開 第9節 課題解決型サービス 『これからの図書館像』では(中略)、具体的に「行政支援、学校教育支援、ビジネス(地場産業)支援、子育て支援等が考えられる。そのほか、医療・健康、福祉、 <b>法務等に関する情報</b> や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスが必要である。」と述べられている。 3.サービスの実際 (1)ビジネス支援サービス (2)医療・健康情報サービス (3)行政支援サービス
図書館サービス論. 樹村房, 2005 <sup>78</sup>	第5章 利用対象別サービス 1.利用者層の分析と各集団別サービス (1)業務支援 a.行政支援 b.ビジネス支援 (2)生活支援 (3)図書館利用に障害をもつ人々への支援 e.入院患者・長期療養者への支援 医療情報相談

#### 4.3.3. 図書館サービス概論と図書館サービス論

図書館サービス概論と図書館サービス論の教科書を比較すると、図書館サービス論ではサービスの名称としての法情報サービスの記述はなかったが、図書館サービス概論では、ほとんどの教科書に、法情報サービスに関する記述がみられたことから、法情報サービスの記述が増え、特に課題解決型支援サービスの枠組みの中で言及されていることが特徴である。この理由としては教科書・テキストの記述から、司法制度改革(1999年-)、鳥取県立図書館での「法律情報サービス」の開始(2006年)、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2012年)に公共図書館が法情報へのアクセス拠点としての役割の期待が記載されたこと、「公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書」(2016)における法律情報に係るサービスの調査結果が考えられる。

#### 4.3.4. 情報サービス論

表10は「情報サービス論」の教科書で法情報サービスが言及されている箇所を示したものである。5冊中4冊で法情報サービスに関連する用語が言及されており、用語は「法情報サービス」「法令情報の探し方」「法律情報サービス」「法律情報の提供」が用いられている。

残り1冊は、主なレファレンスツールの種類で法令・判例・政府資料・特許等が言及されている。

表 10 情報サービス論の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
情報サービス論. 改訂, 樹村房, 2019. <sup>379</sup>	8章 各種情報資源の特徴と利用法 3.課題解決型サービスにみる各種情報資源の利用事例 <b>(2)法情報サービス</b>
情報サービス論及び演習. 第2版, 学文社, 2019	第5章 主なレファレンスツールとその特質 (2) 事実データ 第10節 <b>法令・判例</b> ・政府資料・特許など
情報サービス論. ミネルヴァ書房, 2018 <sup>80</sup>	第5章 各種情報源の特質と利用法 解説と評価 3 事実調査に役立つ情報源の特性と利用法 3.4 <b>法令情報の探し方</b>
情報サービス論. 新訂2版, 教育史料出版会, 2015 <sup>81</sup>	II 情報センターとしての図書館 4. <b>法律情報サービス</b> 東京都立中央図書館 46 鳥取県立図書館 法情報サービスのご案内 47 パンフレット: 図書館でくらしと仕事の安心を!
情報サービス論. 日本図書館協会, 2012 <sup>82</sup>	レファレンス質問への対応 UNIT25 レファレンス質問の受付・分析 課題解決を支援する際のサービス範囲 「近年多くの図書館で、課題解決を支援するサービスの一環として、健康・医療情報や <b>法律情報の提供</b> を行っている」

#### 4.3.5. 情報サービス概説 (2012年改正以前)

表11は「情報サービス概説」の教科書(タイトルは「情報サービス論」という教科書も含まれる)に法情報サービスが出現した箇所を示したものである。5冊中2冊で、法律情報サービス、法令・判例の情報源と探し方が言及されているにとどまっている。

表 11 情報サービス概説 (2012年改正以前) の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
情報サービス論. 教育史料出版会, 2010 <sup>83</sup>	II 情報センターとしての図書館 1.地域の資料・情報収集と発信 2.ビジネス支援サービス 3.行政支援サービス 4. <b>法律情報サービス</b> 東京都立図書館の法律情報サービスの紹介 5.健康・医療情報サービス

情報サービス論. 東京書籍 2010 <sup>84</sup>	第7章 情報サービスの情報源 第2節 基本的な情報源と探し方の基本 1.情報源リスト、調べ案内 2.出版 3.新聞 4.団体 5.歴史・地域 6.人物 7. <u>法令・判例</u> 官報、法令データ提供システム、日本法令索引、 裁判所ウェブサイト等 8.統計 9.言葉の意味 10.雑誌論文
情報サービス概説. 樹村房, 2008 <sup>85</sup>	言及なし
情報サービス概説. 樹村房, 2004 <sup>86</sup>	言及なし
情報サービス. 学芸図書, 1999 <sup>87</sup>	言及なし

#### 4.3.6. 情報サービス論と情報サービス概説

法情報サービスへの言及は、情報サービス概説の5冊中2冊から情報サービス論の5冊中4冊に増加している。この理由としては、教科書・テキストの記述から司法制度改革（1999年-）、綜合法律支援法の交付（2004年）、裁判員制度の施行（2009年）といった社会背景から、法情報サービスコーナーを設置する公共図書館が増加している<sup>88</sup>ことが考えられる。

#### 4.3.7. 情報サービス演習

表12は「情報サービス演習」の教科書で法情報サービスが言及されている箇所を示したものである。

3冊中2冊で、法令・判例の探し方が言及されており、残り1冊では、文献検索用の情報源として法情報のデータベースが言及されている。

表 12 情報サービス演習の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
情報サービス演習. 3訂. 樹村房. 2021 <sup>89</sup>	12章 <b>法令・判例</b> ・特許の探し方 1.法令・判例の特徴とそのアプローチ 「司法制度改革推進法」(2001年11月) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」 (2004年5月28日) (1)法令を探す (2)判例を探す (3)条約・条例を探す (4)法令・判例の主なレファレンスブック (5)法令・判例の主な商用データベース
情報サービス演習. 新訂版. 日本図書館協会. 2020 <sup>90</sup>	UNIT15 文献検索用情報源とその評価 文献検索用の情報源の評価(2)記事索引の評価 雑誌記事索引 D1-Law.com 現行法規総覧 判例体系 法律判例文献情報
情報サービス演習：地域社会と人びとを支援する公共サービスの実践. ミネルヴァ書房. 2017 <sup>91</sup>	第8章 <b>法令、条例、判例</b> 、政府・行政情報の探し方 1 法令情報の探し方 2 判例情報の探し方 3 政府・行政情報の探し方 4 目的別情報資源の使い方

#### 4.3.8. レファレンスサービス演習 (2012年改正以前)

表13は「レファレンスサービス演習」(2012年改正以前)の教科書に法情報サービスが出現した箇所を示したものである。言及は法令情報が主である。

表 13 レファレンスサービス演習 (2012年改正以前)の教科書における  
法情報サービスの言及箇所 (太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
レファレンスサービス演習. 改訂版, 勉誠出版, 2006 <sup>92</sup>	第8章 統計・政府／行政に関する情報の探索 8.1統計に関する情報の探索 (9) <b>法令情報</b> ・法令データ提供システム
レファレンスサービス演習. 改定版, 理想社, 2005 <sup>93</sup>	第7章 言葉・事物・概念に関する情報の探索 第1節 言葉・事物・概念に関する分野の探索手法 2.事物・概念に関する分野の探索手法 ⑥ <b>法律や規則</b> そのものについて調べる。 第2節 言葉・事物・概念に関する分野の情報源 ②冊子体のレファレンスブック <b>法令集</b>

レファレンスサービス演習. 改訂. 樹村房, 2004 <sup>94</sup>	第3章 レファレンスツールの種類と特性 2.レファレンスツールの種類 (1)事実解説型レファレンスツール 9)法令集 [法令集(編年体)の例] 官報 国立印刷局 1883- (日刊) 法令全書 国立印刷局 1885- (月刊) 等 [法令集(主題別)の例] 六法全書 有斐閣 1948- (年刊) 等 [法令索引の例] 法令データ提供システム 総務省行政管理局等
---	---

#### 4.3.9. 情報検索演習 (2012年改正以前)

表14は情報検索演習(2012年改正以前)の教科書で法情報サービスが言及されている箇所を抜粋したものである。3冊中2冊で法令・判例情報、法律の探し方といった言及がみられた。

表 14 情報検索演習 (2012年改正以前)の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
情報検索演習. 日本図書館協会, 2011 <sup>95</sup>	インターネット検索 UNIT24 インターネット上の様々な情報源の検索(1) インターネット上の有用な情報源 辞書 無料百科事典 有料百科事典 用語辞典 <b>法令・判例情報</b> 電子政府の総合窓口 法令データ提供システム 日本法令索引等 統計データ 特許情報
情報検索演習. 三訂, 樹村房, 2006 <sup>96</sup>	第10章 <b>法律</b> ・統計・特許情報の探し方 1.法律情報のWeb情報源を利用する (1)法令データ提供システム (2)日本法令索引 (3)裁判所ウェブサイト (4)その他のおもな無料提供の法令・判例情報 (5)条約・条例の情報 (6)法律情報のおもな商用データベース
情報検索演習. 新訂, 東京書籍, 2004 <sup>97</sup>	言及なし

#### 4.3.10. 情報サービス演習とレファレンスサービス演習、情報検索演習

情報サービス演習とレファレンスサービス演習、情報検索演習で比較すると、法令・判例の探し方が、章として独立してきたという傾向がみられた。この理由としては教科書・テキストの記述から、司法制度改革（1999年～）、裁判員制度の施行（2009年）、法令などに関するコンテンツサービスの環境整備、公共図書館における法令や判例を調べたいというニーズへの対応<sup>98</sup>などが考えられる。

#### 4.3.11. 図書館情報資源概論（旧図書館資料論、旧専門資料論）

図書館情報資源概論（旧図書館資料論、旧専門資料論）は、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する科目のため、一次的法情報である「議会で制定された法律を中心とした法令情報」と「司法によって生み出される判決などの判例情報」と、一次的法情報を解説した文献を補助的法情報（二次的法情報）に言及した箇所について調査した。

表15は「図書館情報資源概論」の教科書に法情報が出現した箇所を抜粋したものである。5冊中4冊で、司法関係資料、法令、判例等といった言及がみられた。

表 15 図書館情報資源概論の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
図書館情報資源概論. 改訂, 樹村房, 2020 <sup>99</sup>	3.政府刊行物と地域資料 (1)政府刊行物 b.政府刊行物の種類と意義 ①議会関係資料 (i)国会会議録(本会議録,委員会会議録)、(ii) <b>法令</b> 、(iii)条約、 (iv)請願・陳情資料、(v)委員会などの参考資料 ② <u>司法関係資料</u> (i)裁判記録(判決録,判例集)、(ii)司法調査資料、 (iii)司法研究報告
図書館情報資源概論. 日本図書館協会 2018 <sup>100</sup>	資料特論 UNIT19 政府刊行物 政府刊行物とは (1)議会資料 (2) <b>司法資料</b> ：日本国憲法や各法令条例、通達や裁判記録・ 資料等 (3)行政資料
図書館情報資源概論. ミネルヴァ書房, 2018 <sup>101</sup>	言及なし
	第8章 政府刊行物 第1節 政府刊行物の種類と収集 第2節 官報・白書 1.官報 2.白書

図書館情報資源概論. 新訂第4版, 理想社, 2018 <sup>102</sup>	第3節 <b>法令</b> 1.法令の種類 2.法律の成り立ち 3.集成法令集 4.現行法令集 第4節 <b>判例</b> 1.判例 2.司法の仕組み 3.公式判例集 4.判例の速報
図書館情報資源概論. 学文社, 2016 <sup>103</sup>	第5章 地域資料, 行政資料, 灰色文献 第2節 地域資料, 行政資料, 灰色文献の定義 b.行政資料(administrative document) 行政資料とは、国の行政・ <b>司法・立法</b> 機関および政府関係機関、都道府県、市町村などの地方自治体が作成した資料、およびその類縁機関が作成した資料である。

#### 4.3.12. 図書館資料論 (2012年改正以前)

表16は「図書館資料論」の教科書に法情報サービスが言及されている箇所を示したものである。5冊中4冊に法令資料、司法関係資料等といった用語で言及されている。

表 16 図書館資料論 (2012年改正以前) の教科書における法情報の言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
図書館資料論. 日本図書館協会, 2008 <sup>104</sup>	UNIT21 政府刊行物 (1) <b>議会資料</b> ：国会や地方議会、審議会などの会議録（議事録）や議会に提出された資料 (2) <b>法令資料</b> ：憲法や法令、条例、通達文書や判例・裁判記録など (3)行政資料：各省庁が作成する公文書や発行する広報誌、統計・調査報告書など
図書館資料論. 東京書籍, 2008 <sup>105</sup>	第1章 図書館資料の種類 第7節 (3)政府刊行物の種類 ① <b>議会関係資料</b> ② <b>司法関係資料</b> ③行政関係資料 官報 白書 法令集
図書館資料論. 改訂版, 教育史料出版会, 2007 <sup>106</sup>	言及なし

図書館資料論・専門資料論. 学文社, 2006 <sup>107</sup>	3代表的な現資料 <b>(5)法令集と判例集</b>
図書館資料論. 改訂, 樹村房, 2004 <sup>108</sup>	第2章 9.政府刊行物 (1)政府刊行物とはなにか b.政府刊行物の種類と意義 <b>議会関係資料</b> ①国会会議録(本会議録、委員会議録)、②法令、 ③条約、④請願・陳情資料、 ⑤委員会などの参考資料 <b>司法関係資料</b> ①裁判記録(判決録、判例集)、②司法調査資料、 ③司法研究報告 行政関係資料

#### 4.3.13. 専門資料論 (2012年改正以前)

表17は専門資料論(2012年改正以前)の教科書における法情報サービスが言及されている箇所を示したものである。同じ出版社からの改訂版については最新版のみを記載している。3冊中3冊で法情報または法学についての言及がみられる。

表 17 専門資料論 (2012 年改正以前) の教科書における法情報サービスの言及箇所  
(太字、下線は筆者による)

書誌	本文からの抜粋
専門資料論. 新訂版, 日本図書館協会, 2010 <sup>109</sup>	社会科学分野の情報・資料 UNIT17 社会科学における情報生産・流通 <u>立法情報の生産と流通</u> <b>法律・条約</b> 予算・決算 <b>衆議院会議録・参議院会議録・委員会会議録</b> <u>司法情報の生産と流通</u> <b>判例集</b>
専門資料論. 新訂, 東京書籍, 2004 <sup>110</sup>	第5章 社会科学資料の特性と情報アクセス 第2節 社会科学の諸領域 <b>法律(法律学)</b> 政治学 経済学 社会学
専門資料論. 改訂, 樹村房, 2002 <sup>111</sup>	第1章 専門分野の特性 2.社会科学 (1)社会科学とは b.社会科学の領域 「純粋社会科学には政治学、経済学、歴史学、 <b>法学</b> 、人類学、社会学などが」

#### 4.3.14. 図書館情報資源概論と図書館資料論、専門資料論

図書館情報資源概論と図書館資料論、専門資料論を比較すると、「図書館情報資源概論」は「図書館資料論」と「専門資料論」の主題部門別の資料の知識の一部を組み入れられて整理統合されているため、科目数は削減となっているが、司法資料等の枠組みは残されていた。

### 5. おわりに

#### 5.1. 本研究の成果

図書館の法情報サービスが社会からどのように要請されているかについては、「法情報へのアクセス保障」と「法教育」の観点が明らかになった。ユネスコ公共図書館宣言（1994年）では、公共図書館の使命の一つとして、情報へのアクセスの保障を挙げている<sup>112</sup>。図書館の自由に関する宣言（1979年改訂）では、図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない<sup>113</sup>、としている。「表4 図書館関連文書における法情報サービスへの言及」からも明らかとなっており、公共図書館は、法情報へのアクセス拠点としての役割が期待されている<sup>114</sup>。オックスフォード大学ボドリアン図書館長のリチャード・オヴェンデンは、図書館の機能の一つとして、社会全体の及びその中の特定のコミュニティの教育を支える機能を挙げ、「イギリスでは、政府があまりにも多くのサービスをデジタルプラットフォームに移行させたため、情報格差によって排除された人々を対象とするサービスを公共図書館が提供している<sup>115</sup>」と述べている。日本でも同様で、公的機関が自らのウェブサイトで法情報を発信するようになり、公共図書館の旧来型の機能は大きく見直しを迫られている<sup>116</sup>が、情報ネットワークにアクセスできるかどうかにかかわらず社会階層（もしくは地域）で差が生じ、そうした階層（もしくは地域）間の経済的、社会的格差が拡大する傾向にあるというデジタルデバイドの問題に加え、「表2 法情報の種類と主な入手先」で示したとおり、「法情報へのアクセス機会を提供する図書館の役割は未だに大きい<sup>117</sup>」といえる。

法情報サービスの実態については、市区町村立図書館の実施率は他の課題解決支援サービスと比べて低いことや、実施側の困難さや図書館業界の中での盛り上がりは弱いことが明らかとなった。しかし、吉井（2022）は「法情報が身近に入手できる環境が公立図書館にあることを住民に知ってもらうためにも、法律情報サービスは重要<sup>118</sup>」であるとし、さらに、図書館では法情報サービスという名称を用いなくても、一般的な資料提供サービスやレファレンスサービスの中で法情報サービスを実施してきたと考えられる<sup>119</sup>。

「図書館に関する科目」（司書科目）における法情報サービスの位置づけは、「課題解決型支援サービス」の1種であり、司法制度改革（1999年～）、裁判員制度の施行（2009年）や法情報サービスコーナーを設置する公共図書館が増加していることを背景に教科書・テキストでの記述も増えてきていることが明らかになった。公共図書館は、一般的な資料提供等サービスの一つとして法情報サービスを実施してきたが<sup>120</sup>、表4で示した文書の影響もあり、2000年代以降において、

課題解決支援などの特色のある法情報サービスに取り組む公共図書館が現れたことが要因と考えられる<sup>121</sup>。

しかし、「図書館に関する科目」(司書科目)における法情報サービスの位置づけは、「課題解決型支援サービス」の1種として記述するに留まっている。宍戸(2016)は課題解決支援型サービスにおいて「法務情報サービス」を限定するのではなく、課題解決支援サービス全般において関連する法情報サービスが必要であると提案している<sup>122</sup>。

## 5.2. 「図書館に関する科目」(司書科目)における法情報サービスの位置づけの限界と可能性

### 5.2.1. 用語の統一

本文での法情報サービスへの言及については、教科書・テキストによって、法律情報サービス、法律情報提供サービス、法律情報など専門情報の提供、法務情報支援、法務等に関する情報といった様々な用語が使われていた。用語の統一は、理解を促進する上においてもきわめて重要である。

本研究では、『法情報の調べ方入門』『法情報サービスと図書館の役割』のタイトルに準拠して「法情報サービス」という名称での統一を提案する。

### 5.2.2. 法教育支援

本研究の結果からは「図書館に関する科目」(司書科目)では法教育の観点も不足していることが挙げられる。法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育<sup>123</sup>」である。図書館法(昭和25年法律第118号)では、学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意する<sup>124</sup>ことが求められている。江澤(2005)は、2004年4月から日本に導入された法科大学院に関しては、その設立に関わる関係者の間で、法情報の提供をめぐる図書館の整備等についての議論が展開されてきたことを踏まえて、「小・中・高等学校の学校教育における法情報の提供についても、児童生徒自らが情報収集を行えるように指導することも含めた支援策に目を向けていく必要がある<sup>125</sup>」と述べている。2016年6月の選挙権年齢の引下げや2022年4月の成年年齢や裁判員対象年齢の引下げ等に伴い、法を主体的に利用することができる力を養う法教育の必要性は、ますます高まっている<sup>126</sup>ため、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資する図書館サービスの目的のためにも、図書館でどのように法教育を支援することができるのか検討する必要がある。

## 5.3. 今後の課題

本研究により、「図書館に関する科目」(司書科目)における法情報サービスの位置づけが明らかとなった。「法情報の種類と主なアクセス先」、法情報サービスへの「社会からの要請」、「法教育」の観点から、教科書・テキストでの記述は十分ではないが、教科書・テキストで教えるべき内容の質と量については、今後は他の図書館サービスとの比較検討が必要と考える。また、法情

報の調べ方に関する図書は複数あるが<sup>s127</sup>、サービスの質を高めるためには「図書館の法情報サービス」に関する解説書も必要である。

## 謝辞

執筆にあたり、ロー・ライブラリアン研究会各位に多くの貴重なご意見をいただきました。厚く謝意を申し上げます。

## 参考文献

- いしかわまりこほか. リーガル・リサーチ. 第5版, 日本評論社, 2016, 439p.
- 伊藤民雄著. 図書館資料論・専門資料論. 学文社, 2006, 193p., (図書館情報学シリーズ, 5).
- 指宿信. “裁判情報の公開（上）”. 刑事弁護オアシス. 2022-12-17. <https://www.keiben-oasis.com/16780>, (参照 2023-01-21).
- 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.2-8.
- 指宿信ほか編. 法情報サービスと図書館の役割. 勉誠出版, 2009, 223p.
- 岩隈道洋. 図書館員の課題解決型サービスと法情報提供. 杏林社会科学研究. 2016, 32(2), p.1-14. <https://v3opac2.kyorin-u.ac.jp/webopac/TC10161682>, (参照 2022-11-26).
- 江口勇治編. 世界の法教育. 現代人文社, 2003, 197p.
- 江澤和雄. 学校教育と「法教育」. レファレンス. 2005, 55(10), p.91-107. <https://dl.ndl.go.jp/pid/999869/1>, (参照 2022-12-27).
- 江澤和雄. わが国における法教育の現状と当面する課題. レファレンス. 2014, 64(1), p.35-63. [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8408483\\_po\\_075603.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408483_po_075603.pdf?contentNo=1), (参照 2023-01-21).
- 大澤恒夫. 人と法を結ぶもの. 法社会学. 2009, 70, p.206-219. [https://doi.org/10.11387/jsl.2009.70\\_206](https://doi.org/10.11387/jsl.2009.70_206), (参照 2023-01-21).
- 大村敦志. 法教育への招待: 法学から見た法教育. 商事法務, 2015, 291p.
- 大谷康晴編. 情報検索演習. 日本図書館協会, 2011, 142p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 6).
- 大谷康晴, 齋藤泰則編. 情報サービス演習. 新訂版, 日本図書館協会, 2020, 258p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ3, 7).
- 岡田孝子. 大学教養課程の学生に法情報リテラシーを教える. 大学図書館研究. 2008, 83, p.42-53. <https://doi.org/10.20722/jcul.1286>, (参照 2023-01-21).
- 奥村和廣. “法律情報の提供サービス”. 課題解決型サービスの創造と展開. 大申夏身編. 青弓社, 2008, p.172-185, (図書館の最前線, 3).
- 小黒浩司編. 図書館サービス概論: ひろがる図書館のサービス. ミネルヴァ書房, 2018, 268p., (講

- 座・図書館情報学, 5).
- 小黒浩司ほか編. 図書館資料論. 新訂, 東京書籍, 2008, 231p., (新現代図書館学講座, 8).
- 小田光宏編. 情報サービス論. 日本図書館協会, 2012, 254p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ3, 5).
- 小田光宏編. 図書館サービス論. 日本図書館協会, 2010, 246p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 3).
- 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, p.3-8. [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25).
- 株式会社図書館流通センター. “平成27年度「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書”. 文部科学省. 2016-03. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/1378719.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/1378719.htm), (参照 2023-01-21).
- 金沢みどり. 図書館サービス概論. 第2補訂版, 学文社, 2022, 238p., (ライブラリー図書館情報学, 5).
- 金沢みどり. 図書館サービス論. 学文社, 2011, 217p., (図書館情報学シリーズ, 3).
- 岸田和明ほか編. 図書館情報資源概論. 改訂, 樹村房, 2020, 171p., (現代図書館情報学シリーズ, 8).
- 木本幸子編. レファレンスサービス演習. 改訂, 樹村房, 2004, 181p., (新・図書館学シリーズ, 5).
- 後藤暢, 松尾昇治編. 図書館資料論. 改訂版, 教育史料出版会, 2007, 234p., (新編図書館学教育資料集成, 5).
- これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- 阪田蓉子. 情報サービス論. 新訂2版, 教育史料出版会, 2015, 239p., (新編図書館学教育資料集成, 4).
- 塩見昇編. 図書館サービス論. 新訂版, 教育史料出版会, 2011, 246p., (新編図書館学教育資料集成, 3).
- 宍戸伴久. 図書館情報学教育における「法情報提供サービス」の位置付け. ロー・ライブラリアン研究会 4月例会発表資料, 2016.
- 渋谷嘉彦編. 情報サービス概説. 改訂, 樹村房, 2004, 174p., (新・図書館学シリーズ, 4).
- 渋谷嘉彦編. 情報サービス概説. 改訂第5刷, 樹村房, 2008, 174p., (新・図書館学シリーズ, 4).
- 志保田務ほか編. 図書館サービス概論. 学芸図書, 2013, 261p., (実践図書館情報学シリーズ, 3).
- 志保田務, 平井尊士編. 情報サービス: 概説とレファレンスサービス演習. 学芸図書, 1999, 199p.
- 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016, 68p. <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-11-25).
- 第22期東京都立図書館協議会. 調査研究図書館におけるサービスのあり方について: 答申. 2006, 14p. <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/uploads/18220.pdf>, (参照 2022-11-27).
- 高山正也ほか編. 図書館サービス論. 改訂, 樹村房, 2005, 183p., (新・図書館学シリーズ, 3).

- 高山正也ほか編. 図書館サービス概論. 改訂, 樹村房, 2019, 237p., (現代図書館情報学シリーズ, 4).
- 田村俊作編. 情報サービス論. 新訂, 東京書籍, 2010, 214p., (新現代図書館学講座, 5).
- 図書館情報学用語辞典 第5版, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2022-11-18)
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成24年12月19日 文部科学省告示第172号) . [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_l/08052911/1282451.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm), (参照 2022-11-26).
- 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会. 地域の情報ハブとしての図書館: 課題解決型の図書館を目指して. 2005, 76p, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/05091401/all.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/05091401/all.pdf), (参照 2022-11-27).
- 戸田光昭編. 専門資料論. 改訂, 樹村房, 2002, 172p., (新・図書館学シリーズ, 8).
- 中森強編. 専門資料論. 新訂, 東京書籍, 2004, 247p., (新現代図書館学講座, 9).
- 中山愛理編. 情報サービス演習: 地域社会と人びとを支援する公共サービスの実践. ミネルヴァ書房, 2017, 246p., (講座・図書館情報学, 8).
- 馬場俊明編. 図書館情報資源概論. 新訂版, 日本図書館協会, 2018, 270p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ3, 8).
- 馬場俊明編. 図書館資料論 . 日本図書館協会, 2008, 262p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 7).
- 原田智子編. 情報検索演習. 三訂, 樹村房, 2006, 203p., (新・図書館学シリーズ, 6).
- 原田智子編. 情報サービス演習. 3訂, 樹村房, 2021, 221p., (現代図書館情報学シリーズ, 7).
- 日置将之. 国内の公共図書館における法情報提供サービス. カレントアウェアネス. 2010, 305, p.2-4. <https://current.ndl.go.jp/ca1723>, (参照 2022-11-22).
- 平井歩実, 二村健編. 図書館サービス概論. 学文社, 2018, 124p., (ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望, 6).
- 平野英俊. 図書館資料論. 改訂, 樹村房, 2004, 182p., (新・図書館学シリーズ, 7).
- 藤田岳久編. 図書館情報資源概論. 学文社, 2016, 123p., (ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望, 8).
- 藤原是明編. 図書館情報資源概論: 人を育てる情報資源のとらえかた. ミネルヴァ書房 2018.9 , 2018, 176p., (講座・図書館情報学, 9).
- 法教育研究会. “報告書: 我が国における法教育の普及・発展を目指して - 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために - ” . 法務省. <https://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>, (参照 2022-12-23).
- 前園主計. 図書館サービス論. 新訂, 東京書籍, 2009, 223p., (新現代図書館学講座, 4).
- 三浦逸雄, 野末俊比古編. 専門資料論 . 新訂版, 日本図書館協会, 2010, 140p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 8).
- 緑川信之編. 情報検索演習. 新訂, 東京書籍, 2004, 239p., (新現代図書館学講座, 7).

- 宮沢厚雄. 図書館情報資源概論. 新訂第4版, 理想社, 2018, 286p.
- 山賀良彦. 特集, 法教育と行政書士: 法教育と図書館との関係から“法教育の一步先”を考える. プエンテ. 2016, 7, p.20-21. <https://www.tokyo-gyosei.or.jp/profile/puente/pdf/Puente-Vol7.pdf>, (参照 2022-12-26).
- 山崎久道, 原田智子編. 情報サービス論. 改訂, 樹村房, 2019, 239p., (現代図書館情報学シリーズ, 5).
- 山口真也ほか編. 情報サービス論: 情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性. ミネルヴァ書房 2018.3, 2018, 245p., (講座・図書館情報学, 6).
- 山本順一編. レファレンスサービス演習. 改定版, 理想社, 2005, 297p., (新図書館情報学シリーズ, 6).
- 吉井潤. 事例で学ぶ図書館サービス概論. 青弓社, 2022, 266p., (事例で学ぶ図書館, 1).
- 吉田右子. レファレンスサービス演習. 改訂版, 勉誠出版, 2006, 146p., (図書館情報学の基礎, 5).
- リチャード・オヴェンデン. 攻撃される知識の歴史: なぜ図書館とアーカイブは破壊され続けるのか. 五十嵐加奈子訳. 柏書房, 2022, 392p.
- ロー・ライブラリアン研究会 日本図書館協会 2022.3 第2版 編. 法情報の調べ方入門: 法の森のみちしるべ. 日本図書館協会, 2022, 221p., (JLA図書館実践シリーズ, 28).
- ロー・ライブラリアン研究会ホームページ調査の会 公共図書館のホームページと法情報提供サービス. 全国図書館大会記録: 第101回東専門図書館No.278 (2016. 7) 2015, p.257.

注

- <sup>1</sup> "司法制度改革審議会", 日本大百科全書(ニッポニカ), JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2022-11-27).
- <sup>2</sup> "法教育[イミダス編 社会・健康]", 情報・知識 imidas, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2022-12-24).
- <sup>3</sup> 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科科学省告示第172号). [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1282451.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm), (参照 2022-11-26).
- <sup>4</sup> 指宿信. "はしがき". 法情報サービスと図書館の役割. 勉誠出版, 2009, p.1-2.
- <sup>5</sup> 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016, p2, <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-11-25).
- <sup>6</sup> 奥村和廣. "法律情報の提供サービス". 課題解決型サービスの創造と展開. 大串夏身編. 青弓社, 2008, p.172-185, (図書館の最前線, 3).
- <sup>7</sup> 指宿信ほか編. 法情報サービスと図書館の役割. 勉誠出版, 2009, 223p.
- <sup>8</sup> 日置将之. 国内の公共図書館における法情報提供サービス. カレントアウェアネス. 2010, 305, p.2-4. <https://current.ndl.go.jp/ca1723>, (参照 2022-11-22).
- <sup>9</sup> 日置将之. 国内の公共図書館における法情報提供サービス. カレントアウェアネス. 2010, 305,

- p.3. <https://current.ndl.go.jp/cal723>, (参照 2022-11-22).
- <sup>10</sup> ロー・ライブラリアン研究会ホームページ調査の会 公共図書館のホームページと法情報提供サービス. 全国図書館大会記録：第101回東専門図書館No.278 (2016. 7) 2015, p.257.
- <sup>11</sup> 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016, 68p, <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-11-25).
- <sup>12</sup> 岩隈道洋. 図書館員の課題解決型サービスと法情報提供. 杏林社会科学研究. 2016, 32(2), p.1-14. <https://v3opac2.kyorin-u.ac.jp/webopac/TC10161682>, (参照 2022-11-26).
- <sup>13</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.2-8.
- <sup>14</sup> 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, p.3-8. [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>15</sup> 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, p.3-8. [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>16</sup> 宍戸伴久. 図書館情報学教育における「法情報提供サービス」の位置付け. ロー・ライブラリアン研究会 4月例会発表資料, 2016.
- <sup>17</sup> 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1282451.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm), (参照 2022-11-26).
- <sup>18</sup> "司書課程", 図書館情報学用語辞典 第5版, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2022-11-18).
- <sup>19</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>20</sup> 指宿信. “法情報と図書館”. 法情報サービスと図書館の役割. 指宿信編. 勉誠出版, 2009, p.8.
- <sup>21</sup> “これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>22</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>23</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>24</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).

- <sup>25</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>26</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)”. 2009-02. [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afldfile/2009/09/16/1243331\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>27</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.2
- <sup>28</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.4.
- <sup>29</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.4.
- <sup>30</sup> 大澤恒夫. 人と法を結ぶもの. 法社会学. 2009, 70, p.206-219. [https://doi.org/10.11387/jsl.2009.70\\_206](https://doi.org/10.11387/jsl.2009.70_206), (参照 2023-01-21).
- <sup>31</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.2-8.
- <sup>32</sup> 指宿信. “法情報と図書館”. 法情報サービスと図書館の役割. 指宿信編. 勉誠出版, 2009, p.8-9.
- <sup>33</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.2-8.
- <sup>34</sup> いしかわまりこほか. リーガル・リサーチ. 第5版, 日本評論社, 2016, 439p.
- <sup>35</sup> 指宿信. “裁判情報の公開(上)”. 刑事弁護オアシス. 2022-12-17. <https://www.keiben-oasis.com/16780>, (参照 2023-01-21).
- <sup>36</sup> ロー・ライブラリアン研究会 日本図書館協会 2022.3 第2版 編. 法情報の調べ方入門: 法の森のみちしるべ. 日本図書館協会, 2022, 221p., (JLA図書館実践シリーズ, 28).
- <sup>37</sup> “図書館法(昭和25年法律第118号)”. e-Gov法令検索. <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000118>, (参照 2023-1-1).
- <sup>38</sup> “ユネスコ公共図書館宣言1994年”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/237/Default.aspx>, (参照 2023-01-21).
- <sup>39</sup> “図書館の自由に関する宣言”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>, (参照 2023-01-21).
- <sup>40</sup> 高橋隆一郎. “法情報・人権・図書館—Legal Information Access Centre (LIAC)”. 世界の法教育. 江口勇治編. 現代人文社, 2003, p.184-197.
- <sup>41</sup> 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会. 地域の情報ハブとしての図書館: 課題解決型の図書館を目指して. 2005, 76p, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/05091401/all.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/05091401/all.pdf), (参照 2022-11-27).
- <sup>42</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議編. これからの図書館像: 地域を支える情報拠点をめざして(報告). 2006, 94p., [https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf), (参照 2022-11-27).
- <sup>43</sup> 第22期東京都立図書館協議会. 調査研究図書館におけるサービスのあり方について: 答申. 2006,

- 14p, <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/uploads/18220.pdf>, (参照 2022-11-27).
- <sup>44</sup> 東京都教育委員会. “第2部 都立図書館改革の具体的な取組み”. 都立図書館改革の具体的方策. p.8-41, <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/facility/library/files/measure/gutaihou-2bu.pdf>, (参照 2022-11-27).
- <sup>45</sup> 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1282451.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm), (参照 2022-11-26).
- <sup>46</sup> 法教育研究会. “報告書: 我が国における法教育の普及・発展を目指して - 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために -”. 法務省. <https://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>, (参照 2022-12-23).
- <sup>47</sup> 大村敦志. 法教育への招待: 法学から見た法教育. 商事法務, 2015, p.2-3.
- <sup>48</sup> 大村敦志. 法教育への招待: 法学から見た法教育. 商事法務, 2015, p.2-3.
- <sup>49</sup> 江澤和雄. わが国における法教育の現状と当面する課題. レファレンス. 2014, 64(1), p.35-63. [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8408483\\_po\\_075603.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408483_po_075603.pdf?contentNo=1), (参照 2023-01-21).
- <sup>50</sup> 江澤和雄. わが国における法教育の現状と当面する課題. レファレンス. 2014, 64(1), p.35-63. [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8408483\\_po\\_075603.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408483_po_075603.pdf?contentNo=1), (参照 2023-01-21).
- <sup>51</sup> 岡田孝子. 大学教養課程の学生に法情報リテラシーを教える. 大学図書館研究. 2008, 83, p.42. <https://doi.org/10.20722/jcul.1286>, (参照 2023-01-21).
- <sup>52</sup> 山賀良彦. 特集, 法教育と 行政書士: 法教育と図書館との関係から “法教育の一步先” を考える . プエンテ. 2016, 7, <https://www.tokyo-gyosei.or.jp/profile/puente/pdf/Puente-Vol7.pdf>, (参照 2022-12-26), p.20.
- <sup>53</sup> 原田智子編. 情報検索演習. 三訂, 樹村房, 2006, (新・図書館学シリーズ, 6), p.149.
- <sup>54</sup> 原田智子編. 情報検索演習. 三訂, 樹村房, 2006, (新・図書館学シリーズ, 6), p.149.
- <sup>55</sup> 原田智子編. 情報検索演習. 三訂, 樹村房, 2006, (新・図書館学シリーズ, 6), p.149.
- <sup>56</sup> 情報サービス論 樹村房 2019 改訂 p.40
- <sup>57</sup> 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016, 68p, <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-11-25).
- <sup>58</sup> 国立国会図書館. “レファレンス協同データベース”. <https://crd.ndl.go.jp/reference/>, (参照 2023-01-21).
- <sup>59</sup> 東京都立図書館. “都内公立図書館インターネット等サービス状況”. 2022-07-13. [https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/lib\\_info\\_tokyo/public/internet/](https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/lib_info_tokyo/public/internet/), (参照 2023-01-22).
- <sup>60</sup> 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016. <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-07-16).

- <sup>61</sup> 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016, p.2, <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-07-16).
- <sup>62</sup> 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 2016, p.2, <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>, (参照 2022-07-16).
- <sup>63</sup> 株式会社図書館流通センター. “平成27年度「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書”. 文部科学省. 2016-03. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/1378719.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/1378719.htm), (参照 2023-01-21).
- <sup>64</sup> 高山正也ほか編. 図書館サービス概論. 改訂, 樹村房, 2019, (現代図書館情報学シリーズ, 4), p.133
- <sup>65</sup> 吉井潤. “法律情報サービス”. 事例で学ぶ図書館サービス概論. 青弓社, 2022, p.148, (事例で学ぶ図書館, 1).
- <sup>66</sup> 小黒浩司ほか編. 図書館サービス概論: ひろがる図書館のサービス. ミネルヴァ書房, 2018, (講座・図書館情報学, 5), p.71.
- <sup>67</sup> 金沢みどり. 図書館サービス概論. 第2補訂版, 学文社, 2022, 238p., (ライブラリー図書館情報学, 5).
- <sup>68</sup> 吉井潤. 事例で学ぶ図書館サービス概論. 青弓社, 2022, 266p., (事例で学ぶ図書館, 1).
- <sup>69</sup> 高山正也ほか編. 図書館サービス概論. 改訂, 樹村房, 2019, 237p., (現代図書館情報学シリーズ, 4).
- <sup>70</sup> 小黒浩司編. 図書館サービス概論: ひろがる図書館のサービス. ミネルヴァ書房, 2018, 268p., (講座・図書館情報学, 5).
- <sup>71</sup> 平井歩実, 二村健編. 図書館サービス概論. 学文社, 2018, 124p., (ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望, 6).
- <sup>72</sup> 志保田務ほか編. 図書館サービス概論. 学芸図書, 2013, 261p., (実践図書館情報学シリーズ, 3).
- <sup>73</sup> 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25), p.4.
- <sup>74</sup> 金沢みどり. 図書館サービス論. 学文社, 2011, 217p., (図書館情報学シリーズ, 3).
- <sup>75</sup> 塩見昇編. 図書館サービス論. 新訂版, 教育史料出版会, 2011, 246p., (新編図書館学教育資料集成, 3).
- <sup>76</sup> 小田光宏編. 図書館サービス論. 日本図書館協会, 2010, 246p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 3).
- <sup>77</sup> 前園主計. 図書館サービス論. 新訂, 東京書籍, 2009, 223p., (新現代図書館学講座, 4).
- <sup>78</sup> 高山正也ほか編. 図書館サービス論. 改訂, 樹村房, 2005, 183p., (新・図書館学シリーズ, 3).
- <sup>79</sup> 山崎久道, 原田智子編. 情報サービス論. 改訂, 樹村房, 2019, 239p., (現代図書館情報学シリーズ, 5).
- <sup>80</sup> 山口真也ほか編. 情報サービス論: 情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性. ミネルヴァ書房 2018.3, 2018, 245p., (講座・図書館情報学, 6).

- <sup>81</sup> 阪田蓉子. 情報サービス論. 新訂2版, 教育史料出版会, 2015, 239p., (新編図書館学教育資料集成, 4).
- <sup>82</sup> 小田光宏編. 情報サービス論. 日本図書館協会, 2012, 254p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ 3, 5).
- <sup>83</sup> 阪田蓉子編. 情報サービス論. 新訂版, 教育史料出版会, 2010, 229p., (新編図書館学教育資料集成, 4).
- <sup>84</sup> 田村俊作編. 情報サービス論. 新訂, 東京書籍, 2010, 214p., (新現代図書館学講座, 5).
- <sup>85</sup> 渋谷嘉彦編. 情報サービス概説. 改訂第5刷, 樹村房, 2008, 174p., (新・図書館学シリーズ, 4).
- <sup>86</sup> 渋谷嘉彦編. 情報サービス概説. 改訂, 樹村房, 2004, 174p., (新・図書館学シリーズ, 4).
- <sup>87</sup> 志保田務, 平井尊士編. 情報サービス: 概説とレファレンスサービス演習. 学芸図書, 1999, 199p.
- <sup>88</sup> 山崎久道, 原田智子編. 情報サービス論. 改訂, 樹村房, 2019, (現代図書館情報学シリーズ, 5), p.218.
- <sup>89</sup> 原田智子編. 情報サービス演習. 3訂, 樹村房, 2021, 221p., (現代図書館情報学シリーズ, 7).
- <sup>90</sup> 大谷康晴, 齋藤泰則編. 情報サービス演習. 新訂版, 日本図書館協会, 2020, 258p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ3, 7).
- <sup>91</sup> 中山愛理編. 情報サービス演習: 地域社会と人びとを支援する公共サービスの実践. ミネルヴァ書房, 2017, 246p., (講座・図書館情報学, 8).
- <sup>92</sup> 吉田右子. レファレンスサービス演習. 改訂版, 勉誠出版, 2006, 146p., (図書館情報学の基礎, 5).
- <sup>93</sup> 山本順一編. レファレンスサービス演習. 改定版, 理想社, 2005, 297p., (新図書館情報学シリーズ, 6).
- <sup>94</sup> 木本幸子編. レファレンスサービス演習. 改訂, 樹村房, 2004, 181p., (新・図書館学シリーズ, 5).
- <sup>95</sup> 大谷康晴編. 情報検索演習. 日本図書館協会, 2011, 142p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 6).
- <sup>96</sup> 原田智子編. 情報検索演習. 三訂, 樹村房, 2006, 203p., (新・図書館学シリーズ, 6).
- <sup>97</sup> 緑川信之編. 情報検索演習. 新訂, 東京書籍, 2004, 239p., (新現代図書館学講座, 7).
- <sup>98</sup> 原田智子編. 情報サービス演習. 3訂, 樹村房, 2021, (現代図書館情報学シリーズ, 7), p.149.
- <sup>99</sup> 岸田和明ほか編. 図書館情報資源概論. 改訂, 樹村房, 2020, 171p., (現代図書館情報学シリーズ, 8).
- <sup>100</sup> 馬場俊明編. 図書館情報資源概論. 新訂版, 日本図書館協会, 2018, 270p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ3, 8).
- <sup>101</sup> 藤原是明編. 図書館情報資源概論: 人を育てる情報資源のとらえかた. ミネルヴァ書房 2018.9, 2018, 176p., (講座・図書館情報学, 9).
- <sup>102</sup> 宮沢厚雄. 図書館情報資源概論. 新訂第4版, 理想社, 2018, 286p.
- <sup>103</sup> 藤田岳久編. 図書館情報資源概論. 学文社, 2016, 123p., (ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望, 8).

- <sup>104</sup> 馬場俊明編. 図書館資料論. 日本図書館協会, 2008, 262p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ 2, 7).
- <sup>105</sup> 小黒浩司ほか編. 図書館資料論. 新訂, 東京書籍, 2008, 231p., (新現代図書館学講座, 8).
- <sup>106</sup> 後藤暢, 松尾昇治編. 図書館資料論. 改訂版, 教育史料出版会, 2007, 234p., (新編図書館学教育資料集成, 5).
- <sup>107</sup> 伊藤民雄著. 図書館資料論・専門資料論. 学文社, 2006, 193p., (図書館情報学シリーズ, 5).
- <sup>108</sup> 平野英俊. 図書館資料論. 改訂, 樹村房, 2004, 182p., (新・図書館学シリーズ, 7).
- <sup>109</sup> 三浦逸雄, 野末俊比古編. 専門資料論. 新訂版, 日本図書館協会, 2010, 140p., (JLA図書館情報学テキストシリーズ2, 8).
- <sup>110</sup> 中森強編. 専門資料論. 新訂, 東京書籍, 2004, 247p., (新現代図書館学講座, 9).
- <sup>111</sup> 戸田光昭編. 専門資料論. 改訂, 樹村房, 2002, 172p., (新・図書館学シリーズ, 8).
- <sup>112</sup> “ユネスコ公共図書館宣言1994年”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/237/Default.aspx>, (参照 2023-01-21).
- <sup>113</sup> “図書館の自由に関する宣言”. 日本図書館協会. <https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>, (参照 2023-01-21).
- <sup>114</sup> 高山正也ほか編. 図書館サービス概論. 改訂, 樹村房, 2019, p.133, (現代図書館情報学シリーズ, 4).
- <sup>115</sup> リチャード・オヴェンデン. 攻撃される知識の歴史: なぜ図書館とアーカイブは破壊され続けるのか. 五十嵐加奈子訳. 柏書房, 2022, p. 309.
- <sup>116</sup> 指宿信. “法情報と図書館”. 法情報サービスと図書館の役割. 指宿信編. 勉誠出版, 2009, p.8.
- <sup>117</sup> 指宿信. 法情報と図書館: 法律関連情報の世界と図書館の使命. 専門図書館. 2016, 278, p.2-8.
- <sup>118</sup> 吉井潤. 事例で学ぶ図書館サービス概論. 青弓社, 2022, (事例で学ぶ図書館, 1), p.148-149.
- <sup>119</sup> 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, p.3-8. [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>120</sup> 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, p.3-8. [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>121</sup> 笠学. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会. 法図連通信. 2020, 52, p.3-8. [http://houtoren.jp/houtoren\\_news\\_52.pdf](http://houtoren.jp/houtoren_news_52.pdf), (参照 2022-11-25).
- <sup>122</sup> 宍戸伴久. 図書館情報学教育における「法情報提供サービス」の位置付け. ロー・ライブラリアン研究会 4月例会発表資料, 2016.
- <sup>123</sup> 法教育研究会. “報告書: 我が国における法教育の普及・発展を目指して - 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために -”. 法務省. <https://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>, (参照 2022-12-23).
- <sup>124</sup> “図書館法(昭和25年法律第118号)”. e-Gov法令検索. <https://elaws.e-gov.go.jp/>

document?lawid=325AC0000000118, (参照 2023-1-1).

<sup>125</sup> 江澤和雄. 学校教育と「法教育」. レファレンス. 2005, 55(10), p.91-107. <https://dl.ndl.go.jp/pid/999869/1>, (参照 2022-12-27).

<sup>126</sup> 法務省. “学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について”. [https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou\\_tyousa.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html), (参照 2023-01-22).

<sup>127</sup> 例えば、ロー・ライブラリアン研究会 日本図書館協会 2022.3 第2版 編. 法情報の調べ方入門：法の森のみちしるべ. 日本図書館協会, 2022, 221p., (JLA図書館実践シリーズ, 28)、いしかわまりこほか. リーガル・リサーチ. 第5版, 日本評論社, 2016, 439p.



# 常磐短期大学研究紀要寄稿規程

制定 1976年11月24日 教授会  
改正 2021年7月13日

(目的)

第1条 この規程は、常磐短期大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(寄稿資格)

第2条 常磐短期大学研究紀要（以下「紀要」という。）へ寄稿する資格を有する者は、常磐短期大学紀要編集委員会規程第6条に規定する者とする。

(論文の種類)

第3条 紀要に掲載される論稿は、学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

- 1 論文：学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果をいう。
- 2 研究ノート：研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
- 3 報告：教育実践等の総括であって未発表のものをいう。
- 4 書評：新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。
- 5 その他：その他の論稿であって、委員会が寄稿を認めたものをいう。

(原稿提出要領)

第4条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。

- ② 委員会に提出する原稿は、寄稿規程第3条に定める論稿の種類に当てはまるものでなければならない。
- ③ 人および動物が対象である研究は、倫理的配慮について本文中に明記されていなければならない。
- ④ 委員会に提出できる原稿は、原則として各号につき1人1編とする。
- ⑤ 原稿は、電子データおよび40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
- ⑥ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は24,000字、研究ノートは12,000字、報告は12,000字、書評は4,000字を基準とする。その他のものについては、委員会で決定する。

(原稿執筆要領)

第5条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。

- 1 原稿の1枚目には、原稿の種類別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
- 2 論文には、アブストラクト（日本語または英語）を付すこと。
- 3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
- 4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
- 5 数字は、原則として算用数字を使用する。
- 6 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
- 7 図および表は、一つにつきA4版の用紙1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には、必ずその挿入箇所を指定すること。
- 8 図表の番号は、図2、表1、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
- 9 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(掲載内容の選考)

第6条 委員会は、研究紀要の学問的水準を維持するために、投稿論文等を検討し、必要な場合には、修正または掲載見送りを求めることができる。

② 委員会は、特に論文については、委員会が委嘱した者の査読を経た後、査読者の意見により、内容の修正を求め、また掲載の適否を判断することができる。

(著作権)

第7条 紀要に掲載された論稿の著作権は、委員会に帰属する。ただし、著者による転載・複製・翻訳・翻案等の利用を妨げるものではない。

(発行報告)

第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜粋40部を学事センターにおいて受け取ることができる。

② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

- 1 この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 2 この規定の改正条項は、改正の日から施行する。

## 常磐短期大学研究紀要 第51号 (2022年度)

令和5 (2023) 年3月31日発行

発行者 常磐短期大学

〒310-8585 水戸市見和1丁目430番地の1

電話 029-232-2511(代)

印刷所 山三印刷株式会社

〒311-4153 水戸市河和田町4433の33

編集委員会

委員長 菅野 弘久

委員 森 慎太郎 村上千世

笹原 康孝 高池 宣彦

渡辺 賢治

(アルファベット順)

# Bulletin of Tokiwa Junior College

No.51

---

## Contents

### Research Note

- WATANABE Kenji: Modern Japanese Literature in the World of Picture Books  
and Picture Story Shows : Phases of Literature in the Multimedia ..... 1
- SHUDO Ayako: Emotion Labor in Secretaries, their Behavior and Psychological  
Factors – Analysis by M-GTA ..... 13
- YOSHIDA Hiroyuki: Practical Examples of Career Education in Department of  
Career Development and Liberal Arts, Tokiwa Junior College ..... 27

### Reports

- SASASE Sayoko: A Report on the Company Tour Program of Department of  
Career Development and Liberal Arts, Tokiwa Junior College ..... 37
- TAKAIKE Norihiko: Educational Contents of Legal Information Services in  
Course for Certified Librarian ..... 43

---

Tokiwa Junior College  
March 2023